

平成22年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成22年3月19日（金曜日）
午前10時31分 開議

（美唄市営野球場、美唄市営陸上競技場、サン・スポーツランド美唄）
（総務・文教）

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第16号 美唄市長の政治倫理に関する条例制定の件（総務・文教）
- 2 議案第17号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
- 3 議案第18号 美唄市給与条例の一部改正の件（総務・文教）
- 4 議案第19号 美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
- 5 議案第20号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件（総務・文教）
- 6 議案第21号 美唄市民会館管理条例の一部改正の件（総務・文教）
- 7 議案第22号 美唄市立公民館条例の一部改正の件（総務・文教）
- 8 議案第23号 美唄市地域体育館設置条例廃止の件（総務・文教）
- 9 議案第24号 指定管理者の指定の件（美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館拓北分館、美唄市立公民館桜井邸分館）（総務・文教）
- 10 議案第25号 指定管理者の指定の件（美唄市営野球場、美唄市営陸上競技場、サン・スポーツランド美唄）（総務・文教）
- 11 議案第26号 美唄市税条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 12 議案第27号 美唄市美しきまちづくり条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 13 議案第28号 指定管理者の指定の件（美唄市一般廃棄物最終処分場）（産業・厚生）
- 14 議案第29号 指定管理者の指定の件（美唄市リサイクルセンター）（産業・厚生）
- 15 議案第30号 美唄市高齢者等生きがい活動支援条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 16 議案第31号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 17 議案第32号 指定管理者の指定の件（美唄国設スキー場、美唄市体験交流施設、美唄市パークゴルフ場）（産業・厚生）
- 18 議案第33号 美唄市準用河川及び普通河川流水占用料等徴収条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 19 議案第34号 財産取得の件（産業・厚生）
- 20 議案第35号 市立美唄病院経営健全化計画策定の件（市立美唄病院経営健全化計画審査特別）
- 21 議案第36号 平成21年度美唄市一般会計補正予算（第11号）（予算審査特別）

- | | | | |
|----|---|-----|---|
| 22 | 議案第43号 平成21年度美唄市一般会計補正予算(第12号)(予算審査特別) | 第6 | 議案第41号 美唄市公平委員会委員選任の件 |
| 23 | 議案第37号 平成21年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第2号)(予算審査特別) | 第7 | 議案第42号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件 |
| 24 | 議案第4号 平成22年度美唄市一般会計予算(予算審査特別) | 第8 | 承認第1号 総務・文教委員会所管事務調査の件 |
| 25 | 議案第5号 平成22年度美唄市民バス会計予算(予算審査特別) | 第9 | 承認第2号 産業・厚生委員会所管事務調査の件 |
| 26 | 議案第6号 平成22年度美唄市国民健康保険会計予算(予算審査特別) | 第10 | 承認第3号 議会運営委員会所管事務調査の件 |
| 27 | 議案第7号 平成22年度美唄市老人保健会計予算(予算審査特別) | 第11 | 意見書案第1号 道立衛生学院の存続を求める意見書 |
| 28 | 議案第8号 平成22年度美唄市下水道会計予算(予算審査特別) | 第12 | 意見書案第2号 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書 |
| 29 | 議案第9号 平成22年度美唄市介護保険会計予算(予算審査特別) | 第13 | 意見書案第3号 地方警察官の適正配置を求める意見書 |
| 30 | 議案第10号 平成22年度美唄市介護サービス事業会計予算(予算審査特別) | 第14 | 意見書案第4号 道立身体障害者リハビリテーションセンターの民間法人への経営移譲に反対する意見書 |
| 31 | 議案第11号 平成22年度美唄市後期高齢者医療会計予算(予算審査特別) | 第15 | 意見書案第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書 |
| 32 | 議案第12号 平成22年度市立美唄病院事業会計予算(予算審査特別) | 第16 | 意見書案第6号 医療再生の診療報酬の増額を求める意見書 |
| 33 | 議案第13号 平成22年度美唄市水道事業会計予算(予算審査特別) | 第17 | 意見書案第7号 後期高齢者医療制度の見直しと保険料抑制に関する意見書 |
| 34 | 議案第14号 平成22年度美唄市工業用水道事業会計予算(予算審査特別) | 第18 | 意見書案第8号 季節労働者の失業給付を90日分にするなど国の季節労働者対策の強化を求める意見書 |
| 第3 | 議案第38号 財政調整基金の一部積立て停止の件 | 第19 | 意見書案第9号 美唄市内の教育関 |
| 第4 | 議案第39号 美唄市副市長選任の件 | | |
| 第5 | 議案第40号 美唄市教育委員会委員任命の件 | | |

係施設と子どもの利用する公共施設について敷地内禁煙の実施を求める意見書

消 防 長 霜 田 公 法 君
総務部総務課長 大 崎 聡 君
総務部総務課総務係長 村 上 孝 徳 君

◎出席議員（15名）

議 長 内馬場 克 康 君
副議長 谷 村 孝 一 君
1 番 吉 岡 文 子 君
2 番 森 川 明 君
3 番 五 十 嵐 聡 君
4 番 高 田 正 則 君
5 番 高 橋 幹 夫 君
6 番 阿 部 義 一 君
7 番 長谷川 吉 春 君
8 番 米 田 良 克 君
9 番 白 木 優 志 君
10番 小 関 勝 教 君
11番 土 井 敏 興 君
13番 紫 藤 政 則 君
14番 林 国 夫 君

教育委員会委員長 白 戸 仁 康 君
教 育 長 板 東 知 文 君

選挙管理委員会委員長 後 藤 泰 彦 君
選挙管理委員会事務局長 秋 場 勝 義 君

農業委員会会長 佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長 林 忠 男 君

監 査 委 員 扇 谷 均 君
監 査 事 務 局 長 稲 村 秀 樹 君

◎欠席説明員

教 育 部 長 前 田 敏 和 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 井 英 昭 君
次 長 中 平 匡 司 君

◎欠席議員（1名）

12番 本 郷 幸 治 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君
副 市 長 斎 藤 正 紀 君
総 務 部 長 安 田 昌 彰 君
市 民 部 長 岩 本 良 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 中 川 直 紀 君
商工交流部長 岡 嶋 博 文 君
農 政 部 長 林 信 孝 君
都市整備部長 山 口 隆 慶 君
市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 治 君

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について次のとおり通知がありましたので、報告いたします。教育部長前田敏和文君は、公務のため欠席いたします。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番 五十嵐聡議員、
4番 高田正則議員、
を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第16号美唄市長の政治倫理に関する条例制定の件ないし順序34、議案第14号平成22年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上34件を、一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第16号ないし議案第25号の以上10件について、小関総務・文教委員長。

●小関勝教総務・文教委員長（登壇） ただいま議題となりました、議案第16号美唄市長の政治倫理に関する条例制定の件、議案第17号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件、議案第18号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第19号美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件、議案第20号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件、議案第21号美唄市民会館管理条例の一部改正の件、議案第22号美唄市立公民館条例の一部改正の件、議案第23号美唄市地域体育館設置条例廃止の件、議案第24号指定管理者の指定の件（美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館拓北分館、美唄市立公民館桜井邸分館）及び議案第25号 指定管理者の指定の件（美唄市営野球場、美唄市営陸上競技場、サン・

スポーツランド美唄）の以上10件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月9日委員会を招集して審査いたしました。

議案審査における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、議案第16号について申し上げます。

この政治倫理に関する条例を制定しようとした理由と、制定にあたっての検討委員会の構成メンバーは、との質疑に対して、公平・公正で開かれた市政の推進に向けて、市長の政治倫理に関する具体的な規定がないことから、これまでの議会議論も踏まえ、市民との信頼関係のもと、まちづくりを進めていくため、条例を制定するものである。

また、検討委員会については、学識経験者1名のほか、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、消費者協会、青年会議所からそれぞれ1名の、5名の委員で構成している。との答弁。

第2条第2項の「市民の責務」に関する規定は必要なく切り離すべきであり、あくまで市長の政治倫理規定という事でよいのではないかと、との質疑に対して、本市の憲法にあたる「まちづくり基本条例」を受けた形で、具体的な政治倫理に関する条例を定めるものであり、まちづくり基本条例に市民の義務として「私たち市民は、まちづくりにあたっては、公共の利益を念頭において、自らの発言と行動に責任を持ちます」と規定されており、この関連からも当然規定することが、ふさわしいと考えている。との答弁。

全道で首長の政治倫理条例を制定しているのは、どれだけあるのか、との質疑に対して、市政政治倫理条例というような表現をしているところもあるが、現在、恵庭市と石狩市の2市が制定している。との答弁。

政治倫理審査会は7名で構成したいとの事だが、設置までのスケジュールはどうなっているのか、との質疑に対して、本条例案が議決され次第、公募の手続きに入りたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第17号について申し上げます。

市長の給料減額を規定する部分の根拠というのは、どういうところにあるのか、との質疑に対して、地方公務員法により、一般職の場合は基本的に10%以内の削減ができるという規定があり、今回はそれを元に5%の削減を行う。との答弁。

財政健全化を踏まえて独自削減を継続していくことになるが、今後7年間は財政が好転した場合でも独自削減は継続していくのか、との質疑に対して、今後もこのような削減を加えることにより、計画が予定どおり推進できるものと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第19号について申し上げます。

今回の条例改正によって、ボランティア活動と本来の職務との違いや、判断の基準について、どのように変化が生じるのか、との質疑に対して、時間外の対応で代休を与えるという部分は、あくまでも職務に関しての時間外の勤務という事で、基本的にボランティア活動という位置づけをした場合には、勤務の一環というふうにはとらえていない。ただし、ボランティア参加をしている中で、観光イベ

ントなど職務として担当している課がある場合には職務の対象となる。との答弁がありました。

次に、議案第23号について申し上げます。

地域体育館の廃止によって、今後は地域の連合会が管理運営をしていくという考えでいいのか。また、その場合に今後大きな改修等が見込まれるような時には、どういう判断をしたらよいか、との質疑に対して、昨年、現在管理を行なって頂いている中村連合会の役員の方々と協議をした結果、体育館については用途が廃止された後も地域で使用したいという申し出があったことから、独自で維持管理をして頂くという事で、合意を得ている。

また、改修等については、教育財産から普通財産となることから、地域で修繕ができるようなものは修繕をして頂きながら使えるようにしていきたい。との答弁がありました。

なお、議案第18号、議案第20号ないし議案第22号、議案第24号及び第25号の以上6件についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第16号につきましては、委員から原案に対する修正案の動議が提出されたことから、これを先議することとして、まず修正案の内容について説明を求めました。

修正案の内容は、条例案のうち「市民の責務」について規定している第2条第2項の全文を削除し、併せて第2条の見出しを「市長の責務」に改めるものであり、その理由としては、第2条第2項の条文は市長の責務と市民の責務を同列に置くもので、市長の倫理条例にはなじまないことから、削除を求めるものでありました。

この修正案に対する質疑・討論はなく、採決を行なった結果、全会一致で修正案は可決され、修正部分を除くその他の部分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号ないし議案第25号の以上9件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第26号ないし議案第34号の以上9件について、米田産業・厚生委員長。

●米田良克産業・厚生委員長（登壇） ただいま議題となりました、議案第26号美唄市税条例の一部改正の件、議案第27号美唄市美しきまちづくり条例の一部改正の件、議案第28号指定管理者の指定の件（美唄市一般廃棄物最終処分場）、議案第29号指定管理者の指定の件（美唄市リサイクルセンター）、議案第30号美唄市高齢者等生きがい活動支援条例の一部改正の件、議案第31号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件、議案第32号指定管理者の指定の件（美唄国設スキー場、美唄市体験交流施設、美唄市パークゴルフ場）、議案第33号美唄市準用河川及び普通河川流水占用料等徴収条例の一部改正の件、議案第34号財産取得の件の以上9件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月9日の1日間、委員会を招集して審査いたしました。

まず、議案第26号における質疑・答弁の

主なものを申し上げます。

初めに、法律が平成21年に変わったのに、美唄市が実施を1年遅らせる理由は何か、このことで他の自治体の状況はどうか、また、国保税の限度額が上がることで、加入者の負担も引き上げになるのか、との質疑に対し、改正が1年遅れる理由は、美唄市は国保税方式をとっており、税の改正は、地方税法の施行令で3月末になることから、年度を越してから改正になると、賦課基準日が4月1日であることから、遡及する形となり、これを避ける考え方で1年遅れで進めている。

限度額引き上げの影響を受ける世帯は、平成22年1月現在の試算で18世帯と試算している。年度が明けて賦課するときにはまた変わってくるものと考えている。

他市の実施の状況は、歌志内市を除く空知9市のうち、美唄市と三笠市が限度額改正を21年に行っておらず、ほかの7市は、平成21年度に改定している。との答弁。

次に、限度額を上げれば、市民負担がそのまま上がるという理解でいいのか、既に改正を行っているところは、遡って賦課しているという理解でいいのか。また、改正の実施時期について、内部で意思決定すれば、この押し迫った時期に提案する必要はないのではないか、との質疑に対し、限度額の引き上げは、法において限度額を改定しているが、それに合わせるかどうかは保険者の判断になるところである。今まで、美唄市は基本的にその額に遅れてでも合わせる考え方で進んでいる。

遡及については、不利益不遡及の原則があるが、国保税の改定は、年度内の費用をその

年度の収入で賄うという考え方から、特例的に遡及でき、その考え方で遡及している保険者もある。

提案時期の問題については、課税自体が7月課税で、納付書発布までの間を利用して周知できる考えもある。今後、取り扱い、提案の時期等については内部で十分検討したい。との答弁がありました。

次に、議案第27号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、環境審議会の設置については、美しきまちづくり条例ができたときに本来入れるべきではなかったのか。

また、条例の第9条第3項の審議会の扱いについて、諮問機関であれば、市長の諮問に応ずるということと合わせて、自ら審議会が調査をし、意見具申を執行側にしていくという役割もあると思うが、これは環境基本法の規定に準じた表現なのか、との質疑に対し、市としては、環境計画の策定に市民の意見を反映させるには、どのような組織づくりが良いのか、各市の状況等を調査検討を行ってきた。環境問題への対応には、多方面にわたる専門的な知識、広い視野に立った多角的な面からの判断が要請されることから、最終的に広く市民の意見が取り入れられる環境審議会を設置することとした。

また、環境基本法の第44条で、審議会の規定があるが、これは、置かなければならないとする必置の規定ではない。

平成20年3月の条例制定段階では、将来的に基本計画の策定は念頭にありながらも、そこまでの検討を加えていなかったというのが事実である。今回、条例の改正に向けて、

市民の声を広く反映させる仕組みとして、望ましい形を検討する中で、基本法に基づく審議会を設置して進めようということで、今回の提案となった。との答弁。

次に、環境審議会の15人の構成メンバーの内訳について、との質疑に対し、構成メンバーの内訳については、市民公募が2名、学識経験者2名、民間団体から11名を考えている。との答弁がありました。

次に、議案第28号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、今回の指定管理者の指定で、募集の段階では何社の応募があったのか、提案の北美環境管理の従業員数、事務所の位置、最終処分場の指定管理を受けるためにできた会社なのか、との質疑に対し、この指定管理に対する事業の説明会のときには数社来ていたが、最終的に応募してきたのは1社だった。

北美環境管理の場所は、東明工業団地の中央運送の内部にあり、従業員数は、最終処分場にいる5名である。北美環境管理は、処分場の管理だけを業務として行っている。との答弁。

次に、これまで行ってきた3カ年の総括や評価はどのように整理されたか。新たな指定の段階で、市としての方針はあるのか。との質疑に対し、評価については、北美環境管理は、旧ごみ処理センターの埋立処分場の業務委託を長年やってきており、仕事についても無駄な経費を生まないような形で創意工夫されていることから、仕事の評価としては、十分安心できる仕事と考えている。

また、指定管理者制度の運用は、これまでの経過を含め、行政としての管理責任を十分、

制度の趣旨を踏まえながら、施設が健全に維持管理出来るよう、指定管理者と協議しながら、意を用いていきたい。との答弁。

次に、指定の期間が平成25年の3月31日までとなっているが、可燃ごみに関する計画は、平成23年までで埋め立ては終わるという認識だが、この期間に指定管理の業務内容が変わっていくと思うが、今回の指定管理の指定の中で、きちんとその辺の確認が済んでいるのか、可燃ごみが変わった段階で、指定管理の内容を変えていくのか、との質疑に対し、指定の期間と業務内容、契約内容の関係については、当初、23年で可燃ごみを終え、24年から広域処理ということで進めてきたが、これが遅れていて、市としても広域によらない方法を検討しているところである。業務の内容が変われば指定管理料も変わってくることから、3年間の契約のほかに、年度ごとの協定を結んで整理をしている。との答弁がありました。

次に、議案第29号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、今回の公募に対して、何社が応じてきたのか、との質疑に対し、リサイクルセンターについては、最初の説明会では複数社来ていたが、応募は1社、シルバー人材センターだけだった。との答弁。

次に、危険な業務に対しての人件費の上乗せなどを考えているのか、との質疑に対し、基本的には機械操作でやっており、安全面に配慮してやっていただくことについては、これまでも現場と打ち合わせしてやっている。作業をされる方には厳重に機械の取り扱いや、そういった部分の周知は常日ごろからお願い

をしている。人件費について、市の積算の中で、危険業務ということでのプラス部分はない。との答弁。

次に、シルバー人材センターが引き続き指定管理者ということになるが、ここで働く人は固定されているのか。

施設に関する規制は結構厳しいと思うが、働く環境に関し、有資格者が必要となることはないのか。

指定管理者の指定に当たって、業者間の談合のようなことが出された例は、全国的に見てあるのか、との質疑に対し、シルバー人材センターは、他の業務も幅広く受けており、基本的に、市がお願いしている業務については、配置のスケジュール表を予定としてもらっているが、若干、人の入れ替えなどがあることは承知している。

労働安全衛生については、フォークリフトを扱うことで、その資格が必要であるが、他の機械の操作ミスなど、事故の心配もあることから、一般的に市でお願いしているのは、機械の取り扱いに対応できる方をお願いしている。

指定管理者の談合について、今まであったということは承知してない。との答弁がありました。

次に、議案第32号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

今回の指定管理の応募の状況について、何社ぐらいが公募に応じてきたのか、また、国設スキー場と体験交流施設、パークゴルフ場に関して、ここ数年の利用者数の動向について、との質疑に対し、応募については、株式会社アンビックス1社のみである。

3施設の利用状況について、2月までの11か月間の状況では、スキー場が14万3,360名の利用となっており、前年同月と比較して1万5,199人多い状況となっている。増えた理由として、昨年は雪の量が非常に少なかったが、今年はオープン時期が昨年と比べて、半月程度早くオープンできたことと、今シーズンは九州佐賀県の高校の修学旅行で、スキー授業で利用していただいたことなど、率で11.9%の増となっている。

体験交流施設については、901人の利用状況となっており、前年同月と比較して174人程少ない状況となっているが、開設当時の平成17年度は617名の利用状況であり、開設当時より300名ほど多い利用状況である。

今後、この施設については、ゆ〜りん館と連携した利用で伸ばしていきたいと考えている。

パークゴルフ場については、20年度と比較して、1,551人多い2万4,359名の利用となっている。利用の内訳として、市内が43.9%、市外が56.1%である。1日当たりの利用が111人という状況になっており、昨年と比べて6.8%程度増えている。との答弁がありました。

次に、議案第34号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、土地取得にかかる金額の積算の基礎、財産取得に当たり、法令等との整合性をどのように図ったか、合わせて、公営住宅等の事業主体変更にあたってのルールについては、との質疑に対し、道営美の里団地の事業主体変更による、取得費用算出の根拠等につ

いては、平成8年8月30日付で建設省の通知により、「建設に要した費用から、国の補助金並びに今まで徴収した家賃に含まれる減価償却費等を控除した額」を取得費用とすることとなっている。

建物については、建設に要した費用は3億0,064万9,000円で、これから国庫補助金及び家賃等徴収した償却額を控除した額が3,555万6,156円で、これに消費税相当額の177万7,807円を加えた3,733万3,963円が建物の取得額となる。

一方、土地については、道が用地の取得に要した費用は、9,893万3,382円となっており、国の補助金が3,461万7,000円で、これを控除した6,431万6,382円が土地の取得額となる。

なお、この事業変更にかかる法令等については、平成8年8月30日付の建設省通知により、建物あるいは土地の公営住宅としての事業主体変更等における処分についての記載があることから、これに基づき事務を行っている。との答弁。

次に、土地を買収する際、仮に近隣の売買実例等を参考にしたとすれば、その辺の調査をしたのか。との質疑に対し、取得費用の算出については、近隣の公示価格、実売事例等も参考にし、価格の妥当性についても検討したところであり、これを割り返すと、約1万1,160円となり、美の里団地周辺部分での具体的な実売事例等で1万1,500円、1万3,280円という金額もあったことから、今回の用地取得については、妥当な金額の範囲と判断した。との答弁。

次に、16年後の耐用年数が終了した後、新たに建て替えをするのか、用途を廃止するのか、その時点で美唄の住宅事情がどのようになっているのか、推測するのは難しいが、仮にこの32戸を建て替えすると、今現在での単価等で、どのぐらいの建設費と財源内訳が想定されるのか、との質疑に対し、現行美の里団地について、仮に将来について建て替えるとした場合、過去の公営住宅建て替え等にかかった費用などで考えると、大体1戸当たり1,800万円ほどかかり、これには建物以外に屋外付帯、道路、路地遊園、集会施設も全部含めて大体このぐらいになり、32戸として考えると、おおよそ5億7,600万円ほどかかる、これに対する財源としては、国土交通省の助成制度による地域住宅交付金がおおよそ45%対象になり、残りの55%については、起債が100%充当されているのが現状で、基本的には一般財源が発生しない形で計画を立てられると考えている。との答弁がありました。

なお、議案第30号及び議案第31号、議案第33号の以上3件について質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第27号ないし議案第33号の以上7件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第26号、議案第34号の2件については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきませうようお願い申し上げます。報告を終わります。

ます。

●議長内馬場克康君 次に議案第35について、小関市立美唄病院経営健全化計画審査特別委員長。

●小関勝教市立美唄病院経営健全化計画審査特別委員長（登壇） ただいま議題となりました、議案第35号市立美唄病院経営健全化計画策定の件について、市立美唄病院経営健全化計画審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月10日及び3月18日の2日間、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、3月10日の委員会では、「市立美唄病院経営健全化計画書」の素案との変更点及び「美唄市財政健全化計画 平成21年度見直し版案」について、提出された資料により理事者から説明を受け、その後質疑に入りました。

質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

初めに、経営健全化計画の収支見込について、年々人口が減ってきているという状況のなかで、市立病院の患者数を試算するのは難しいと思うが、試算の根拠は、との質疑に対し、計画については、決算状況や、計画策定時の直近の患者の動向等を勘案し、収支計画を策定した。診療単価も、実績を基に、後年度にそのまま推計をしてる。との答弁。

次に、外部監査でいろいろ指摘をされていると思うが、計画にどう反映しているのか、との質疑に対し、建物の老朽化や、経営形態等の見直しについて指摘はあったが、即、反映できる内容ではないので、今回の計画にも

平成25年度までには、一定の方向性を出していくということで記載している。との答弁。

次に、看護師の募集が広告で出されていたが、欠員になった要因について、との質疑に対し、3月末で、退職する職員が出たので、その補充のため、募集をしている。との答弁。

次に、予算の中の業務量計画は、実際に近いもので出されてると思うが、平成21年、22年に関して、この数字が、直近の決算見通し等と比較して、この数字どおりなのか、また、22年度は、この予算の業務予定と整合性がとれているか、との質疑に対し、21年度の決算見込みについては、補正で出した実績と、そこから推計される人数により、実績見込みを出している。その人数をもとに、22年度の計画を立てており、大きく乖離してるところはないと考えている。との答弁。

次に、増収額で、内科医師確保に何名を想定しているのか、また、市立病院にある高度医療機器を、市内の民間の病院に開放する受託検査について、これは、ニーズにあう積算になっているのか、との質疑に対し、内科医について、確定していない医師を確保して、収入の増加を図るという計画は、国、道も認めないということで、積算基礎として表記している内科医師については、昨年の秋に勤務を始めていただいた嘱託の内科医師1名になっている。

また、CT、MRの機器の活用は、公立病院として持っている機器を、市民の方に広く使っていただくという観点から、市内の病院に利用いただいております、今後枠を広げて進めていきたいと考えている。

金額については、実際に、今もそういうケ

ースがあるので、無理な数字ではないと判断している。との答弁。

次に、市立病院は、何が得意分野で、何が不得意なのか、また、それについて、市民に対して具体的に説明できるようなものはあるのか、との質疑に対し、救急医療については市内の医師会の協力のもとで、輪番制から市立病院に1本化をした。また、在宅にすぐに戻れないという方のための療養病床を45床用意している。あるいは労災病院が透析を廃止をして、そこは拡充をして、外科、その他のドクターがきちんと対応している。そういった部分については、市立病院の果たしてる役割になるのかと思う。そういった点も含め、市民の方々にどういった診療体制をとっているのかと、きちんと説明していく必要があると思っているが、指摘のあった点も含め、少し整理をさせていただきたい。との答弁。

次に、住宅手当の持ち家の関係について、国が廃止をした内容がこの収支計画の中に数字として出ていないが、今後、取り組みとしてどうしていくのか、との質疑に対し、給与体系は国公準拠ということでやってきており、その中では検討してきているが、組合ともいろいろ交渉してる中で、来年度については、今年度同様で、その後は、引き続き協議をするということになっている。との答弁。

次に、一般会計からの繰り出しについて、24年以降に、この不良債務解消部分を先送りしたような印象にとられる一般会計の支援ということが見えるが、なぜ、均等に配分した不良債務の解消とならなかったのか、また、27年までの計画はしっかりと一般会計で支えいくといった見通しの根拠は、との質疑に

対し、当初、財政健全化計画策定時、道の方との協議で、平準化して病院会計に繰り出すという計画を出したが、単年度で一般会計が赤字を出すのはよくないということで、単年度の黒字を維持しながら、病院会計に対して繰り出しをする計画を策定したほうが良いという指導もあり、単年度の黒字を維持しながら、平成27年まで病院会計に繰り出していくといった部分で、平成24年度以降から繰出金の金額が増えている。これを達成する考え方は、年間の市債の発行額を押さえた中で、公債費の負担を将来減らしていき、その効果が、平成24年度以降の繰出金の財源になると考えている。との答弁。

次に、労災病院はメディカル通信として、タイムリーに、情報が市民に届くような体制を講じている。信頼される病院づくりには欠かせない情報の提供だと思う。市立病院については、やる意欲は示されているが、実行に結びついていない。このことを明らかにしてほしい、との質疑に対し、昨年の4月から、市立病院トピックスという形で、2ヶ月に1回、作成して発行している。配布先は、料金等の関係もあり、メロディーに折りこむことはしていないが、市の本庁舎、図書館、市民会館等、公共施設や、1月からは市民ふれあいサロンにも掲示をしている。市民全戸に配布することは、今できない状況だが、本庁部局とも連携を計りながら、どうやってその配付をしていけるか、協議検討して行きたいと考えており、できるだけ多くの市民に情報を提供していけるよう努力していきたい。との答弁。

次に、この計画の見直しに当たっては、原

則として、毎年決算ごとに行うということだが、1年間、12ヶ月のスパンの中で大きく変更を生じた場合に、方向転換をしなくてはならない場面というのも当然出てくると思うが、そういう場合、どこの場面で検討をされて、議会に説明がされるという、1年間のスケジュールがあるのか、との質疑に対し、1カ月、2カ月の中で、悪化したからということではなく、過去の実績もあり、落ち込む月、患者が増える月、そういう時期というものもあることから、ドクターとの話も含めながら見込みを推計していかなければならないと考えている。また、診療報酬も2カ月遅れで入り、調定額が確定しないという状況もあるので、計画倒れになるという時期は、年度末にならないとつかみきれないと考えている。との答弁。

次に、病院が計画より悪化し、医業収益が足りなかった場合は、より一層一般会計からの補てんをしていかなければならないのか、との質疑に対し、この健全化計画の場合、計画達成に向けて、国、道との話の中では、まだ求められていないが、20年、21年と計画以上に達成してきており、年度末の不良債務も計画より少なくなっている。

例えば、22年が単年度で不良債務が大きく出ても、その時の年度末の不良債務が、その計画の不良債務よりも少なければ、国としては良しという判断をしてくれると考えている。との答弁がありました。

質疑の終結後、本件の対応について協議の結果、委員会の総意として、市長に対し、計画の達成に向けた要望を行うこととして、3月18日に再度委員会を開催し、取りまとめ

を行うことを決定いたしました。

次に、3月18日の委員会では、大綱3項目の附帯要望について、議長を通じ、文書をもって市長に提出することを決定し、その後、議案に対する討論・採決を行いました。

結果といたしまして、議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、附帯要望について申し上げます。

議案第35号市立美唄病院経営健全化計画策定の件に対する附帯要望

市長は、本件の推進に当たり、次の項目について適切な措置を講じ、計画達成に努力すべきであります。

1. 市民に信頼される病院づくりについて

- ① 市立病院の診療機能について、市民の立場でわかりやすい解説が必要です。1次～1.5次医療とは何か、市立病院で診療できる病気とはどんな病気で、診療できない場合はどのようにすればよいのか、患者の身になった接遇と情報提供に取り組むべきです。
- ② 市立病院の必要性と、果たすべき役割については、平成20年1月作成の「市立病院改革プラン」に示され、すでに経営に反映されています。市立病院の医療機能が市民の医療ニーズに全て応えることが出来ないことは市民が知っています。しかし、市立病院をどのように評価し、どんな医療機能を求めているのか、市民にたずねる必要があります。そのための市民意識調査に取り組むべきです。

2. 院内情報の発信と市民参加について

- ① 情報紙「院内トピックス」が定期的に市民に届くように、編集体制を充実すべきです。
- ② 情報の提供は、病院側からの一方的なお知らせだけではなく、市民の苦情・評価・提言を掲載するとともに、その声にどう対応処理したかを明らかにすることにより、情報紙を市民との交流の場と位置づけるべきです。
- ③ 計画の達成には推進管理が重要です。院内組織による日々のチェックと同時に、市民や病院経営の専門家による第三者評価の手法を導入し、健全化計画達成に向け、万全を図るべく市民統制システムを確立すべきです。

3. 医師確保と看護師など医療スタッフの人材確保について

- ① 計画には、収入増加の方策として「内科医師の確保による診療体制の充実」が示されています。今日、公共施設全面禁煙を決めた厚労省、そして国に先行して、受動喫煙防止と公共施設の全面禁煙に向け、出来ることから実践するよう熱心に活動している地元美唄市医師会に呼応し、市立病院に開設している内科禁煙外来のPRと、診療体制の拡充に取り組むことで美唄市医師会が訴える「医師確保」につながることに期待すべきです。
- ② 看護師をはじめ医療スタッフの定着と人材の確保は、給与など働く環境の整備が必要です。繰り返し行われた給料減額は既に限界に達しています。近隣自治体病院との比較検討を行い、人材を確保で

きる労働条件を確立すべきです。

以上、本委員会の決定どおりご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 次に、議案第36号ないし議案第14号の以上14件について、紫藤予算審査特別委員長。

●紫藤政則予算審査特別委員長（登壇） ただいま議題となりました、議案第36号平成21年度美唄市一般会計補正予算（第11号）、議案第43号平成21年度美唄市一般会計補正予算（第12号）、議案第37号平成21年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第2号）、議案第4号平成22年度美唄市一般会計予算、議案第5号平成22年度美唄市民バス会計予算、議案第6号平成22年度美唄市国民健康保険会計予算、議案第7号平成22年度美唄市老人保健会計予算、議案第8号平成22年度美唄市下水道会計予算、議案第9号平成22年度美唄市介護保険会計予算、議案第10号平成22年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第11号平成22年度美唄市後期高齢者医療会計予算、議案第12号平成22年度市立美唄病院事業会計予算、議案第13号平成22年度美唄市水道事業会計予算及び議案第14号平成22年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上14件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月11日、3月12日、3月15日ないし17日の5日間、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第43号平成21年度美唄市一般会計補正予算（第12号）に対する質疑・

答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、庁舎整備事業について、経年劣化により修繕することは理解するが、今回の臨時交付金が来なかった場合、修繕しないのか、あるいは通常予算で計画的に補修していく考えか、また、給水管工事の内容について、との質疑に対し、今回補正で組んでいる部分は、建築から30年が経過している給水管等で、これまで緊急性の高い部分から予算措置をしてきた経過がある。また、給水管工事の内容として、これまでの入水槽をなくし、直接、高圧ポンプで上まで上げ、配管を全部新しくし、階段横ボックスの中に入っているメインの給水ポンプを取り替えるものである。との答弁。

次に、街路灯と街路樹の関係について、街路樹が街路灯の光を遮断しているような状況に思えるが、目視などの確認はしているのか、との質疑に対し、美唄高校、美唄工業高校付近の街路樹は、プラタナスという品種が植わっており、この木は成長が早く、毎年秋口に剪定を行っているが、今後は状況を確認しながら対応していきたい。との答弁。

次に、西美唄地区の側溝整備について、今回の補正は積み残しの分で完了するというとか、との質疑に対し、西美唄地区の側溝整備は、西18線で全体として1,100メートルある。現在、300メートルほど完了しているが、今後も計画的に整備を進めていきたい。との答弁。

次に、峰延地区の蓮教寺周辺の舗装の進捗状況について、との質疑に対し、蓮教寺周辺については、下水道工事がほぼ終了していることから、今後、計画的に進めていきたい。

との答弁がありました。

次に、議案第4号平成22年度美唄市一般会計予算に対する質疑に入りました。

質疑項目は4日間で延べ35人、119項目になりました。その中から、18項目余りについて、ご報告申し上げます。

第1款議会費、第2款総務費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げますと、1つ目は、市政施行60年記念事業の関連、2つ目は、バス路線維持補助事業の関連、3つ目は、コンピュータソフトの違法コピー関連、4つ目に、市職員の健康管理の関連でございます。

1つ目、市政施行60周年記念事業について、開基120周年という位置づけもあると思うが、開基は美唄市の誕生を記念する年という事で、市政60周年の冠と合わせて、開基120年の冠も付けていくことが必要ではないか。また、協働のまちづくりの観点から、市民とともに作りあげる市政60周年を検討してほしいが、との質疑に対し、開基という表現については、先住民との関係で、こういう使用を自粛するよう道庁の方からも指導があり、ほとんどの自治体でも使わなくなってきており、そういうことで、今回、市政60年ということで冠はつけるものの、これまで本市が歩んできた120年というものにも重きを置きながら、取り組んでいきたい。また、PRについても、メロディーにおいて、特集も含めて考えているが、意見としていただいたホームページについても、載せる方向で検討したい。との答弁。

2つ目、バス事業の関連ですが、美唄市バス路線維持補助事業について、この制度は、

今までなかった制度なのか、また、北海道バス運行対策補助金の制度は前々からあったと思うが、これに該当しない路線とは、との質疑に対し、道のバス路線補助の要綱では、路線の延長や、乗車人員などという決めがあり、それを越えなければ該当しないことになっている。今回の南美唄線、専大線については、延長が足りないなどで、道の補助が受けられないため、市において新たに単独として補助をする。との答弁。

赤字の半分を補助することで、赤字半分は残るということになるが、他の部分の黒字でカバーしていくのか、それとも、赤字が出れば、そこは撤退するという考えなのか。また、この補助を出すに当たっての補助基準のようなものはあるのか、との質疑に対し、赤字全額を市が負担するとなれば、赤字額が幾らになっても全部市が負担していくということも考えられるので、経営者側の努力も求めたいと考えている。将来的に額が大きくなっていくことも考えられるので、補助の限度額を設けている。また、新年度の執行に向け、要綱を整備している段階で、中身については、収入には、補助対象路線に係る収入、広告料などの雑収入、その他、他の団体からの助成などがあれば、全部収入として見る。費用に関しては、その補助対象路線を運送するための必要な経費の額で、年間の収支を出して、赤字が出た場合は、その2分の1を補助する。そういう考えで準備を進めている。との答弁。

3つ目、道庁におけるコンピュータソフトの違法コピー問題で、美唄との関連でございます。

美唄市において、ソフトの違法コピーは存

在するのか、との質疑に対し、不正コピーはないものと承知はしているが、改めて職員に向けてはソフトウェアの著作権に関して十分留意すること、適正な管理をさらに徹底するというので、注意を喚起する文書を発信し、徹底してきている。また、どのようなコンピュータソフトを現在使用しているのか調査を進めており、年度内を目途に完了させたい。調査結果については、公用パソコンの管理台帳という形で整理をしたいと考えており、今後の適正管理について、一層徹底していきたいと考えている。との答弁。

4つ目、職員の健康管理の関係でございます。市職員の健康診断では、昨年伺ったときにも要検査といった方が非常に多く、喫煙の方も非常に多く見受けられるが、ぜひ職員も禁煙をしてはどうか、との質疑に対し、今、公共施設全般の禁煙について、保健福祉部が中心となり、庁内で検討会議を立ち上げ検討していくことになっている。また、それぞれの職員が禁煙することにより、健康が保たれるという部分も指摘されているので、そういう部分も含め、議論をしながら、今後、方向を出していきたいと考えている。との答弁。

次に、体調不良で休職している職員の復職、また、職員の健康管理についてどのように考えているか、との質疑に対し、職員の健康に関しては、普段より健康管理の配慮ということで指導している。具体的にかからないための予防、万が一疾病になったときの治療の体制、あるいは、特に最近多いメンタルヘルスでは、専門のアドバイザーも確保し、適時対応している。また、復帰に当たっては、しっかりと体制をつくり、1日も早く全力で仕事が

できるよう努めていきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費については、3項目であります。

1つ目は、子育て短期支援事業、子ども手当の支給関連事業、2つ目は、生活保護と障がい者に準ずる高齢者の所得税法上の控除の関連、3つ目に、環境基本計画策定事業とごみ処理体系再構築事業関連について申し上げます。

1つ目、子育て短期事業について、事業に対する必要性と美唄市民にニーズがあるのか、また、増えた場合はどうなるのか、との質疑に対し、少子化で子どもが減少し、子育てに対する不安や子どもとのコミュニケーションがうまくとれないなど、養育困難な保護者の数は増加傾向にある。次世代育成支援行動計画のニーズ調査において、子育てに対して不安感や負担感を感じる保護者は、就学前で43.7%、小学校の低学年で42.7%、家族以外に泊まりがけで預けたことが保護者は、就学前に15.8%、小学校低学年では17.5%、一時的な預かりも就学前では28.2%、小学校で24.1%となっており、これらの調査からニーズはあると判断した。予算が増えた場合については、こうした補助的な事業については、義務的に対応していかなければならないことから、増えた部分については対応する考えである。との答弁。

子ども手当の支給事業についてでございます。対象者数、世帯数、支給方法、期間中の転入・転出の取り扱い、福祉施設に入所している場合の対応はどうなるのか、また、父子家庭からの要望の有無と案内方法について、

との質疑に対し、子ども手当の対象者数は2,164名で、うち中学生は501名、世帯数は約1,000世帯となっている。支給方法については、振り込みによる支給方法となる。転入・転出の場合は、4月1日美唄市から他市へ転出した場合は、2、3、4月分は美唄市から支給され、5月分から転出した市から支給される。この場合、2月、3月は児童手当として支給になる。転入の場合は、4月に美唄市に転入してきた場合、翌月の5月から子ども手当として美唄市で支給し、4月分まではその前に住んでいた市から支給される。施設入所の児童への支給については、看護をしている養育者に支給され、親がいなくて施設入所している児童は、今の段階では該当しない。また、父子からの要請については、直接いただいているが、現状を見て大変さというのは十分理解している。との答弁。

次に、子育て支援事業について、もう1点ございました。子どもの預け場所、法人の形態、個人負担額について、との質疑に対し、預かり先については、養護施設か里親が預かることになっており、養護施設は美唄市内にないことから、岩見沢の養護施設を対象としている。岩見沢の養護施設は、社会福祉施設で岩見沢の春日町にある。

費用区分について、ショートステイでは、生活保護世帯で2歳未満、2歳以上、ともにゼロ円。市民税非課税世帯で2歳未満は1,100円、2歳以上は1,000円、その他として2歳未満は5,350円、2歳以上は2,750円が自己負担となる。また、トワイライトステイでは、生活保護世帯は平日・休日ともにゼロ円。市民税非課税世帯では、

平日は300円、休日は350円、その他の世帯では、平日は750円、休日は1,350円の自己負担を予定している。との答弁。

次に、子ども手当支給事業について、申請後に生まれた子の扱い、DV世帯の扱いについて、との質疑に対し、申請後に生まれた場合は、額改定届を提出することにより、翌月から支給される。DVを受けている世帯については、婦人センター及び児童相談所でDVを受けている証明書を発行してもらい申請すると母親の方へ支給することができる。との答弁。

2つ目は、生活保護等でございます。生活保護について、美唄市の財政状況も厳しい状況なので、受給者に対する審査過程等、しっかり認識をしながら審査に当たってほしいが、今後の受給者減に向けての考え方について、との質疑に対し、生活困窮者に対するきめ細かな対応は常日頃からしており、これに対する審査も2週間程度をかけて行っている。また、就労支援相談員を配置しており、就職に向けた活動も含めて、相談者の立場に立って今後も努めていきたいと考えている。との答弁。

障がい者に準ずる高齢者の所得税法上の控除について、この対象人員は、また、この制度について非常にわかりづらい制度だと思うので、メロディーでお知らせするだけではなく、行政から対象者に対して働きかけができないのか、との質疑に対し、この制度については、障がい者認定を受けていない高齢者で、障がいを持っている方に準ずるような状態にある方に対し、税法上の控除をする制度になっている。今年度、9名の方が手続をされ、

昨年についても9名手続されている。今後、制度の周知については、メロディーに、読んでわかりやすい内容を記載すること、また、各病院、施設等で入院、入所されている方々については、各施設等で制度について理解していただき、該当者に周知していただく対応をしていきたいと考えている。との答弁。

3つ目は、環境基本計画であります。環境基本計画策定事業について、業務委託の内容と委託先、期間及び計画策定については、委託しないできないのか、との質疑に対し、環境基本計画の策定に当たり、広範にわたる環境データの収集分析や、小・中・高、さらには事業者、市民を対象にしたアンケート調査を実施する予定で、アンケート調査の結果分析、集計、さらには環境の設定、行動指針を策定する観点から、客観的・専門的な情報分析を行う必要があることから、業務を委託するものである。委託先については、まだ未定であり、早急に基本計画の実績のあるコンサルを考え、委託の期間は1年間としている。また、自前での作成については、平成23年度にスタートする美唄市の新総合計画のスタート年次と合わせるということで、1年間で計画を策定するというハードなスケジュールの中で進めていることもあり、アンケート調査の印刷や、発送、回収など、できる部分は可能な限り自前で行うが、調査の分析については、専門的な形式、知識が必要と考えていることから、業務委託をする考えである。との答弁。

次に、ごみ処理費のごみ処理体系再構築事業について、862万7,000円の事業費の内訳について、また、今後の方向性という

のはいつぐらいに明らかになるのか、との質疑に対し、平成15年に策定した減量化と適正処理に関する美唄市の一般廃棄物処理基本計画の見直しに係る経費が366万2,000円、新たな中間処理の施設を行っていく計画づくりについての委託料52万5,000円、新たな中間処理施設の建設に必要な施設の条件と、使用等を決定するための計画、そして、ごみ処理施設基本計画の策定業務委託料が426万3,000円になっている。また、ごみ処理の今後のあり方について、本市のごみのボリューム全体を考えた場合に、どの方向がいいのかということ、今年度については内部で検討していき、施設の建設費用、ランニングコスト等について、できるだけ早い時期に一定の方向を明らかにし、それに沿った形で22年度具体的な検討を進めたい。との答弁。

次に、第5款労働費、第6款農林費でございますが、3項目ございます。1つは、ふるさとハローワーク管理運営事業など、2つは、HCCの支援関連事業、3つ目に、地域ICT利活用モデル事業などでございます。

1つ目、ふるさとハローワーク管理運営事業について、今回、新規に1名を採用するというのでいいのか、また、求職者に対する相談業務のプライバシーが守られるのかとの質疑に対し、職員の配置については、新たに1名を雇用して配置する考え方で、相談業務については、プライバシーにも配慮が必要と考え、壁で仕切って相談を受けられる場所や、小会議室も設けていることから、プライバシーの確保に支障がない仕組みで進めている。との答弁。

次に、地域資源を活用した農村と都市の対流事業について、協力隊員の採用に対する選考基準はどのようなものか、また、1年後の考え方は、との質疑に対し、選定基準については、都市圏から過疎にということが条件になっている。募集については、総務省のホームページや市のポータルサイトPIPAなどで公募を予定している。また、総務省にある地域おこし協力隊の推進要綱では、1年以上3年以下の期間について実施できると定められている。引き続きお願いするかどうかは、本人の意向や仕事ぶりを見ながら考えていきたい。との答弁。

2つ目、情報処理訓練校HCCの支援事業でございます。情報処理訓練校支援事業について、新年度に向けての考え方、また、来年度の学生募集の状況と、今年度卒業される方々の就職状況について、との質疑に対し、現在、美唄情報開発学園が運営しているが、新年度においても、現在の法人で運営をしていきたいと考えている。また、新年度の入学生状況については、3月1日現在で23名程度、卒業生の就職状況については、就職希望者17名中現在のところ5人の就職内定と聞いている。との答弁。

次に、コンピュータ・カレッジの施設の利用等の状況について、また、学校で学ぶ側の選択肢の中に入ってくるというための工夫・努力という市長の決意は、との質疑に対し、この学校の存続に向けて、建物、機械更新、就職対策、募集関係など、さまざまな問題について、鋭意努力しなければならない要素があるが、国に対して言うことは言い、自分達がやれることはしっかりやり、この学校が存

続できるよう、できるだけ力を振り向けたいと考えている。との答弁。

次は、地域ICT利活用モデル等でございます。地域ICT利活用モデル推進事業について、この1年間の実績が前の年と比較してどうだったのか、また、予算額が大きく下がるわけだが、活動内容の見通しについてどう考えているか、との質疑に対し、実績について、アクセス数については、57万4,363件から138万3,901件と約3倍に、ネット販売額については、58万9,000円から147万3,000円と上がっている。今年度の事業の見通しについては、今までの3年間はシステム開発で大きな経費がかかっており、今後は運用部分だけなので、経費が大幅に下がっている。民間移行後についても、経費についてはハード・ソフトの保守経費等になっており、今までとは活動内容も変わっていないと考えている。との答弁。

次に、地場産品アンテナショップでございます。地場産品アンテナショップ運営事業について、売り上げ等について、当初予定と比べてどうだったか、また、22年度以降の取り組みはどのように考えているか、との質疑に対し、当初、9ヶ月で概ね販売額が1,500万円ということで考えていた。これが、8ヶ月で1,500万円という結果になり、9ヶ月間でおおよそ1,600万円ぐらいの売り上げということで、ほぼ目標はクリアしたと考えている。また、22年度以降の取り組みについては、出店者会議等で集客に結びつける取り組みを自ら考えていただいている。アンテナショップの場所については、本年の11月末頃までに23年度の設置場所の選定

を行う予定でいる。との答弁。

次に、第7款商工費、第8款土木費につきましては、2項目でございます。

1つ目、高齢者にやさしい商店街づくり実証事業について、すずらん通り商店街でもシャッターが下りているところが結構あるが、そういう店がなくなるための事業については考えているのか、との質疑に対し、現在、核店舗となっているコア美唄の中の空き店舗を活用し、高齢者を初めとする市民の方誰もが利用できる公共スペースを設け、さまざまなイベント、各種の講座の開設、世代間交流の場など、人がより多く集まり、にぎわいを創出していくということを目的とし、さらに公共スペースに集まりやすい環境づくりや、商店街に対してどういう効果があらわれるかなど、検証していきたいと考えている。

また、空き店舗の有効活用として、積極的に取り組みを考えていきたいと思っているが、費用面や協力体制などを考えると、今すぐということは無理だが、今後も継続して取り組みを進めていきたいと考えている。との答弁。

2つ目は、住宅改修の関係でございますが、住宅改修促進助成事業について、バリアフリーや断熱の改修に限定しないで、新築を含めた助成については考えていないのか。また、国の方では、住宅エコポイント制度ができたが、市の制度との関連はあるのか、との質疑に対し、制度の拡充等については、他市の事例も調べ、国の支援制度等も十分踏まえながら研究していきたいと考えている。住宅エコポイントについては、改修助成事業とは別な制度で、関連はないと考えているが、エコポイント制度の中には、国費等が含まれている

場合は除かれる場合もあると聞いているが、その辺はまだ具体的に提示されていないので、今後、確認をしていきたいと考えている。との答弁。

次に、除排雪事業について、今年度の除排雪の決算見込みはどうなっているか、との質疑に対し、今の段階では、約3%の減額になっており、除雪受託業務で約400万円程度の減額という見込みになっている。排雪についても直営でやっているもので、今年の雪の降り具合で行くと、雪捨て場などの管理も含め約2,000万円程度の残になるのではないかと試算している。との答弁がありました。

なお、労働、農林の関係で、ご報告する部分が一部抜けておりましたので、申し上げたいと思います。農林費の関連でございます。

おぼろづきについては、1月の段階で、農協が約370ヘクタール作付けした中で完売され、70ヘクタールつくられたゆめぴりかは、約7割が倉庫に眠ったままである。こういう実態に対し、行政として農政部を新たに設けて、美唄市の稲作振興に鋭意努力されているが、これらの実態に関して、どのように認識しているか、との質疑に対し、昨年 of 異常低温による本市の水稻が大きな被害を受けたという状況で、これについては、本市も含めて普及センター、あるいは道も、昨年の反省の提示をしてきてるところで、適正な水管理が十分でなかったところがあるのではないかと。畦畔の整備が十分でなく、そのことによって、その時期の水位を上げて保水をし、水温を上げることができないほ場があった部分が、1つの原因でないかと分析されている。おぼろづきについては、これは北農研で分析

をし、品種特性として耐冷性という形の品種だということで、国、あるいは道も認めているところであり、そのことが実際に北海道の優良品種、平成17年に優良品種され、北海道を代表する水稲であることについては間違いないと考えている。一方、ゆめぴりかについては、昨年からは生産が始まったが、残念ながら本市の中では大きな作付面積はなく、全道的にも被害が大きかったという事で、北海道もこの部分には力を入れていく動きをしており、本市にあっては、おぼろづきとゆめぴりかは若干増え、良質・良食味米に対する生産者の意識も高いと思っている。との答弁がありました。

次に、第9款消防費、第10款教育費に係っては、5項目程度であります。1項目は、消防はしご車とグループホーム火災関連、2つ目は、中央幼稚園の閉園関連、3つ目は、学校の維持補修関連、4つ目に、全国学テ、北教組の活動、教師の不適切指導、最後に、同趣旨のものが入っておりますが、視点が違いますので、3月9日の空知管内の学校での指導の事実関係などについて報告をしたいと思えます。

1つ目、美唄で所有しているはしご車について、美唄の高層住宅に対して可能なのか、との質疑に対し、美唄市で一番高い建物がゆたかニュータウンとなっており、それに対してはしご車を購入しているため、美唄での高層住宅に対しては可能である。との答弁。

次に、はしご車総合点検整備事業について、はしご車のオーバーホールの日数と、整備期間中に何かあったらどうするのか、との質疑に対し、はしご車については、整備について

も北海道森田ポンプを予定している。購入先も同じところがございます。そこで、整備点検の日数については、概ね180日となっている。整備期間中に何かあった場合は、北海道広域応援協定がある事から、何かの場合は他の地区に要請することができ、近隣の岩見沢消防ではしご車を所有していることから、何かあれば、応援体制の中で対応していきたい。との答弁。

次に、数日前、札幌のグループホームで7人の方がなくなるという火災があり、昨年美唄でもグループホームの火災があったが、消防としてどのように対応しているのか、との質疑に対し、グループホームの立入検査等について、美唄市内で同様の施設が3施設あり、昨日緊急の立入検査を実施した。との答弁。

次に、立入検査後、それぞれの施設で改善しなければならないところがあったのか、また、知的障がい者などのグループホームについて、点検等は行っているのか、との質疑に対し、2施設については違反はなく、1施設については、施設自体では避難訓練は実施していたが、消防が立ち入る避難訓練が未実施だったので、早急に消防の立ち会いのもと、避難訓練を実施すると聞いている。

また、知的障がい者のグループホームについては、消防の把握では26施設あり、年に1回ないし2回立入検査を行っている。との答弁。

2つ目、幼稚園の管理運営事業等でございます。幼稚園管理運営事業について、今年の3月末で中央幼稚園が閉園になるが、配置されていた職員の対応はどうか、との質疑に対し、現在、嘱託の園長が1名、幼稚園

教諭が1名、そして嘱託の公務補が1名配置されているが、嘱託園長については、中央幼稚園の閉園を持ってその仕事を終えると聞いており、幼稚園教諭については、三井美唄幼稚園の職員2名が、本年度末で退職になるので、その部分で全体の職員配置を行っていく。嘱託公務補については、他の場所だと考えている。との答弁。

次に、三井美唄幼稚園について、平成22年度閉園ということで、昨年11月に話し合いは進められていると思うが、経過について、との質疑に対し、11月には、22年度の入園状況を見ながら、改めて地域と話し合いをすることとしている。22年度の園児数は、21年度と同じ13人と見込んでいることから、この後、地域の方々と幼稚園教育の目指すべきものの達成が行われるかどうか、教育委員会としての考え方を理解してもらえようような話し合いの場を設定し、進めたいと考えている。との答弁。

3つ目、小中学校の維持補修事業について、昨年12月に美唄市のPTA連合会が、教育長宛に約40項目の要望を提出していると思うが、今回の予算執行に当たっては、主にどういう基準で反映させようとしているのか、との質疑に対し、多くの要望が出されているが、22年度については、学校の網戸等の設置を年次計画を立てながら対応を予定している。そのほかの部分については、対応が難しく次年度以降検討したいと考えている。との答弁。

次に、教育費全体で見ると、予算全体に占める比率は若干上がっているが、学校管理費について、21年度と比較した場合増額にな

っているのか、との質疑に対し、小学校については前年度比149万6,000円、21.4%の増、中学校については116万7,000円、23.2%の増になっている。との答弁。

次に、全国学力等の関係でございます。全国学力テストに関して予算措置が行われれば実施をするということだが、結果の公表について、今後の美唄市の考え方は、との質疑に対し、平成22年度の調査の実施要領の中に抽出調査の対象となった学校の各児童・生徒の調査結果等の取り扱いについての配慮事項という部分を踏まえ、今年度までの悉皆調査から抽出調査に変わることから、希望利用した場合のデータがどのように示されるのかという部分を見きわめながら、結果の公表については、慎重に教育委員会として今後検討して、対応したいと考えている。との答弁。

北教組の活動に関してでございます。不適切な指導ということで、道議会の一般質問でも取り上げられ、空知の教育管内の保護者からという事で、6年生の事業において卒業式で国歌斉唱があるけれども、日の丸や君が代は侵略戦争のシンボルとして使われたものだ。斉唱のときは歌うか歌わないかは、あなた方が自分で決めることだという指導が行われたというようなことであるが、道教委としては、事実関係を早急に把握して、厳正に対処していきたいというふうにコメントしていると聞いている。市教委として、事実関係を把握しているのか、との質疑に対して、現段階ではそういった事実については確認をされていない。との答弁。

重ねて、道議会の一般質問で取り上げられ、

大きな問題になっているというふうに承知をしている。本当に大丈夫なのか。今後どうやって把握をしていくのか、との質疑に対し、道議会の発言に基づいて調査委員会に調査依頼があり、調査した結果、現段階でそういう事実は確認されていない。ということで道に報告をした。との答弁。

今度は同趣旨ですが、違う視点からの質疑でございます。子供の指導をすることに対して、道教委が調査を依頼してきたことは、教師が言ってはならないことを言ったという前提に立っている。また、学校が特定されている調査を行った結果そういった事実はないという返事だ。個々の教師の1時間、1時間の学校での指導内容が取り上げられ、いちいち問題にされるという、まずそのことが極めて異例なことだと思う。教育行政機関といえども、明らかに越権行為ではないか。あるべきことではないと思うが、との質疑に対し、現場を混乱させない。伸び伸び教育できるという環境を整え、これはもう当然のことだと認識している。事実関係の把握を一方で必要であるというふうに考えているところだ。との答弁。

重ねての質疑でございますが、教育委員会には5人の教育委員がいる。極めてまれな調査がおりにきたことについて、その判断を教育長に任されているということになるのか。教育委員会を開いて、その検討するという検討の範疇に入らないのか。その辺の判断はどうだったのか、との質疑に対し、今回の調査については、教育委員会事務局として調査すべきものを判断して行った。との答弁。

例えば、地教行法の条文のどのどこに根拠

があるのだろうか、との質疑に対し、非常に異例な調査というふうに考えている。内容がデリケートな話であり、公書までもらうかという話にもなった。委員会そのものは開かなかったけれども、教育行政の執行を預かる立場として、教育長の判断で執行局の範疇だということ報告をしたということである。基本的には地方自治法、それから地方教育組織に関する法律、この中での関係もあり、一応報告義務という規定もあるので、報告せざるを得ないかなという考え方に基づいた。学校現場が混乱しないよう、そういった面も配慮しながら、今回報告に至った。との答弁。

次に、議案第6号平成22年度美唄市国民健康保険会計に対する質疑・答弁について申し上げます。

初めに、国民健康保険税と国庫支出金について、前年度に比べ大幅な減額となっているが、それぞれの減額の理由について、との質疑に対し、国民健康保険税は各所得者の所得金額、住民税を参考にしながら計算しており、ほぼ横ばいで算出しているが、減については、見込みの被保険者数が193名を落ちる計算をしており、その分の金額が減になっている。国庫支出金の減については、主なものが療養給付費負担金になるが、歳出の方の療養給付費が平成21年度に比べて大幅に減少しているので、それに関連して減少している。との答弁。

次に、国保税の収納率について、21年度の見込みはどの程度になるか、また、収納率の低いところにペナルティーをかけるということで、国庫支出金が減額をされるわけだが、22年度においての見込み額はどうなってい

るのか、との質疑に対し、収納率の見込みについては、平成20年度においては、現年度分が92.0%、滞納繰越分が8.4%ということで、合わせると、50.5%という収納率になっている。21年度については、さらにこれを上回る取り組みを年度末まで継続してやっていく。また、財政調整交付金については、1,800万円程度を見込んでいる。との答弁がありました。

次に、議案第13号平成22年度美唄市水道事業会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。

初めに、美唄市の場合は、美唄水系と桂沢水系の2水系あるが、必要なのか、との質疑に対し、災害等が起きた場合や、片方の水系に事故が起きた場合において、2水系あることで解消できると考えている。今後、2水系のあり方については、十分に検討していきたいと考えている。との答弁。

次に、今後、水道料金の値上げは考えているのか、との質疑に対し、21年度において1億8,800万円余り資金剰余があることから、現時点においては考えていない。今後、人口減少に伴い利益も落ちてくることも考えられるので、いつかの時点では料金改定が必要になることも考えられる。との答弁がありました。

なお、議案第36号平成21年度美唄市一般会計補正予算(第11号)、議案第37号平成21年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第2号)、議案第5号平成22年度美唄市民バス会計予算、議案第7号平成22年度美唄市老人保健会計予算、議案第8号平成22年度美唄市下水道会計予算、議案第9号平成2

2年度美唄市介護保険会計予算、議案第10号平成22年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第11号平成22年度後期高齢者医療会計予算、議案第12号平成22年度市立美唄病院事業会計予算及び議案第14号平成22年度美唄市工業用水道事業会計の以上10件については、質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第36号及び議案第37号、議案第43号、議案第5号、議案第7号ないし議案第14号の以上12件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第4号及び議案第6号の以上2件については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第16号ないし議案第25号の以上10件について、一括質疑を行いません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第16号美唄市長の政治倫理に関する条例制定の件ないし議案第25号指**

定管理者の指定の件の以上10件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第26号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

1番、吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました議案第26号美唄市税条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

初めに申し上げますが、私の立場は原案に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

議案は、地方税法施行令において、平成21年4月1日から国民健康保険税の介護納付金課税額に関わる課税限度額が9万円から10万円に引き上げられていることから、本市においても同様の限度額とする事と、後期高齢者医療制度上の軽減措置の継続のため必要な改正を行う内容のものです。後期高齢者医療制度上の軽減措置の継続には異議はありません。政権が交代して、国民の暮らしに少しはやさしい目線が向けられ始めましたが、国民皆保険を支える上で大きな役割を果たす国民健康保険の置かれている状況は、依然厳しいと言わざるを得ません。国民健康保険加入者は病院受診時には医療費を負担しなければならない上に、高い国民健康保険税を払わなければならない。この原因はどこにあるのでしょうか。この20年余りの間に国庫負担率が49.8%から25%に半減する中、国民一人当たりの保険料は3万9,020円から

8万4,367円と倍増していたという数字を見れば、原因は明らかです。政権が変わることを選択した国民の願いの中には、国民健康保険の健全な運営を求める願いも含まれていたはずです。

桜井市長におかれましては、国に対して国庫負担を引き上げること、声を大きく上げていただきたいと考えます。今後、美唄市国民健康保険の運営自体も税負担の引き上げの議論が必要となる可能性が大きい状況のもと、国の課税限度額の引き上げに連動し、市民に負担を強いることには断固反対するものです。

以上、討論を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第26号美唄市税条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第27号ないし議案第33号の以上7件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第27号美唄市美しきまちづくり条例の一部改正の件**ないし**議案第33号美唄市準用河川及び普通河川流水占用料等徴収条例の一部改正の件**の以上7件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第34号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員(登壇) ただ今議題となりました議案第34号財産取得の件について、反対の立場で討論をいたしたいと思えます。

新しい道営住宅の建設、そして関連する美の里団地の取得と、これは切り離せない一体の事業だと認識をしておりますが、今回の財産の取得に関しましては、地方自治法等の規定によりまして、一定の金額、一定の要件を必要とする分についての議会の議決ということですから、土地に関する契約ということになると思えます。本来ですと、年明け補正予算でそれらについての議論が終わりまして、あとは、契約という手続の状況でございますから、すんなり行くというのが一般的なのかもしれませんが、私は、この美の里団地の取得に関しましては、一貫して反対の論陣を張ってまいりました。繰り返し、そのことをこの

場で重複して申し上げる考えはございませんが、整理をしますと、なぜ、古い厄介者を背負うのかと、いずれ金がかかって、新しく建て直さなきゃならんものを、なぜ取得しなきゃいけないのかと。これは市民に説明がつかないということでもあります。

併せて、関連する中央駐車場の用地の取得費が1億0,800万という当初予算に比較しまして、大幅な減額となったという事も私の考えに拍車をかける状況でございました。今日は、この反対の理由というものを、まちづくりというのはいかにあるべきかと、計画行政とはいかにあるべきかという視点で申し上げてみたいというふうに考えてございます。

私がこの事業に関して承知をいたしましたのは、平成20年、2008年の6月4日のプレス空知の記事でございました。柿木道議の道政報告5月期、これを見まして、初めて知ったわけでございます。と言いますのは、美唄市のまちづくりの基本は、美唄21世紀まちづくりプラン第5期美唄市総合計画、ここにまちづくりの方向と主要事業が掲載をされているわけでありまして。これには全くない見直し計画、平成20年、21年の見直し計画の中にも出ていない。出ていない事業をこれらの外側の報道で明らかにされたということの、まず1つは衝撃がございました。そしてその中で、この道政報告の文書でいきますと、道営美の里団地と、市営住宅を交換すると、こう書いてありました。交換をして、事業を進めるんだということが書いてありました。交換というのは、これは意味が違うというふうに思いますが、どんをするんだらうということとございました。私は、まず、美唄のまち

づくりは、この総合計画であり、そして、多くの知恵を集約をしてつくった美唄市中心市街地活性化基本計画、ここの整合性もなきゃならんというふうに考えてございます。平成17年4月に、桜井市長がまとめられた中心市街地活性化計画であります。この中の計画の中の中央駐車場エリアに関しましては、道営住宅を建てると、そういうのは一切ないわけでありまして。私は自分の頭で考えて、自分のまちをつくっていくということが、今ほど求められていることはないと思います。執行側の立場とすれば、北海道が新たな道営住宅を建設するための1つの前提条件としている、こういうお話もあったわけでございます。確かに、北海道のこの住宅に関する基本方針、これが定められておりまして、その中に道営住宅の今後についてどうするのかと、新たな道営住宅の建設に当たっては、こうするというような方針が出されていることも承知をいたしました。この方針というのは、道営住宅整備活用方針あるわけでございます。2000年の分権一括法が出されまして、国と地方の関係、対等、そして協力関係というふうになりました。機関委任事務の廃止が最たるものであります。北海道と美唄市においても同様でありました。パートナーとしてのかかわりでございます。法律事項ではないわけで、道が定めた方針ということでありまして。

私は、原点に返った議論が必要だったと。今さら遅いのかもしれませんが、これがなされていなかった。このことは残念でならないわけでありまして。今からでも遅くはないと思います。議会の意思を古い住宅を取得をするということはまかりならん。そういう格好で

意思決定していただきたい。この事を心から申し上げまして、反対討論に代える次第です。

ご清聴ありがとうございました。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第34号財産取得の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

午後1時まで休憩をいたします。

正午12時15分 休憩

午後1時00分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第35号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第35号市立美唄病院経営健全化計画策定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第36号ないし議案第37号の以上3件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第36号平成21年度美唄市一般会計補正予算(第11号)ないし議案第37号平成21年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第2号)**の以上3件については、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第4号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第4号平成22年度美唄市一般会計予算に対しまして、討論に参加いたします。

最初に申し上げますが、私は原案に反対の立場であります。

鳩山内閣は、昨年の12月、平成22年度

の政府予算を発表しました。鳩山首相は何よりも人の命を大切にし、国民生活を守る政治を実現するための予算だとしています。昨年の8月まで続いた自公政権は、財界とアメリカ言いなりの政治を進めるために、自ら招いた財政破綻のツケを構造改革の名で国民に押しつけてきました。社会保障の自然増を毎年2,200億円も削減し、庶民増税を進めるなど、命と暮らしをないがしろにする野蛮なやり方でした。予算には部分的には構造改革路線を改める中身が含まれています。子ども手当や高校無償化、診療報酬の増額、生活保護の母子加算の復活・継続や、地方交付税の増額などです。自公政権を退陣させた国民の粘り強い運動が、後押しした結果であると思います。

しかし、鳩山内閣に期待した国民の願いから見れば、大きな開きがあります。例えば、診療報酬の本体は1.55%の引き上げにとどまりました。小泉内閣以降トータルで8%近くも削られており、もっと明確な引き上げが必要です。医療崩壊の阻止は全く不十分です。おまけに開業医から勤務医に振り向けるという実態を無視した事業仕分けの議論に基づいて、開業医の再診料を引き下げようとしています。

後期高齢者医療制度の廃止も、障害者自立支援法の応能負担の廃止も先送りされています。生活保護の母子加算は復活しても老齢加算は復活されておられません。雇用保険の全国延長給付にも踏み切りませんでした。何より全体に共通する大きな懸念は財源です。高校無償化の財源には、民主党のマニフェストでは廃止しないと明記している特定扶養控除を

削減しています。92兆円の歳出に対して、
税収は37兆円、新規国債が44兆円で、その差を埋める10兆円以上を特別会計の埋蔵金から引き出すというものです。総選挙のときにも民主党の公約を実現する財源に不安を感じるという人が8割を超えていました。

現在、鳩山政権の内部で消費税増税の議論が始まっています。政府予算を見る限り、国民の不安は一層高まざるを得ません。根本の問題は、自公政権が聖域にしてきた軍事費にも大企業、大資産家を優遇する税制にもメスを入れられなかったことです。2つの聖域にメスを入れ、将来とも消費税増税に頼らず、暮らしを優先する予算を拡充させる財政運営へと大きく転換する必要があります。

こうした政府予算をめぐる厳しい状況の中で編成された平成22年度の美唄市一般会計予算ですが、予算の編成に当たった関係職員の御労苦に対して、改めて敬意を表したいと思えます。

平成22年度一般会計予算は、歳入歳出総額で159億3,597万8,000円で、前年比11億5,962万9,000円の減となっていますが、平成21年度の特種要素を除くと、2億1,100万円の増となります。歳入では、交付税が1億5,600万円の増で、71億1,100万円となっています。歳出の主な部分で見ると、新年度初めての取り組みとして、市内バス路線南美唄線・専大線を維持するための補助金の新設、国による緊急雇用創出推進事業として、8事業合わせて2,945万円、耕地利用高度化推進事業、市営住宅火災警報器の設置など、新たな取り組みはありますが、全体として見るな

らば、その多くは国の補正予算の中での取り組みであります。道路側溝整備では、まだまだ不十分であり、基幹産業である農業についても農業経営の安定のための施策には不十分さがあり、疲弊する商業への施策など多くの課題が残されています。平成22年度は、昨年からの美唄市財政健全化計画で1年を経過してみて、市民負担の増加やサービスの低下など、市民が安心して暮らせる環境に対して、市民の多くの不満、要求がありますが、予算の内容は、そうした市民の声にこたえ切れていないものであります。本予算の執行は、結果として国民の切実な願いと大きくかけ離れている鳩山内閣の政府予算の枠組みの中でのものであり、容認できないものであります。

最後になりますが、美唄市民にとっての大きな関心事は、何と云っても市立美唄病院についてであります。今定例会において市立美唄病院経営健全化計画が策定されましたが、市民が安心して命を預けることのできる病院、市民の命と健康を守る中核としての役割を果たすため、一層の努力をされることを、市長に要望して討論を終わります。

●議長内馬場克康君5番、高橋幹夫議員。

●5番高橋幹夫議員（登壇） ただいま議題となりました議案第4号平成22年度美唄市一般会計予算につきまして、私は、委員長報告に賛成の立場で討論に参加いたします。以下、その理由等について申し上げます。

金融危機から続く現在の厳しい経済・雇用情勢や、新政権による政策転換が進められる中で、本市においては、財政健全化と共に地域の実情に即した雇用や地域経済活性化に向

けた取り組みを進めることが求められております。平成22年度の予算編成は、これらに適切に対応しつつ、歳入の確保や歳出の抑制を図るほか、美唄21世紀まちづくりプランの最終年次として、福祉、環境、交流及び経済振興の4つの重点政策を中心に国の平成21年度補正予算も有効に活用し、安全・安心な暮らしの確保と地域経済の活性化に向けて、必要な事業の選択と集中に努力・工夫されたものと受けとめております。結果として、一般会計予算総額159億3,597万8,000円を確保され、財政の健全化、地域医療の確保、まちの活力づくり、自立と協働のまちづくりの推進など、本市のさまざまな課題の解決に取り組まれる姿勢を評価するものがあります。

また、本市の最重要課題である市立病院の経営改善については、市立美唄病院経営健全化計画に基づき、市民の生命・健康を守る公立病院としての役割を發揮していただくほか、医師の確保と経営の効率化に全力を挙げていただくことを期待するものでございます。

次に、市政執行方針主要施策の柱に従って特徴的な事業について申し上げますと、初めに、やさしさと健康のまちづくりでは、安心して子育てができる環境づくりの一環として、新たに子育て短期支援事業を実施するほか、国の新たな政策により子ども手当の支給を始めるとともに、児童扶養手当の支給対象を父子家庭に拡大いたします。さらに、緊急雇用創出推進事業により、花の植栽や清掃など、駅周辺の景観整備を行う障がい者の方の就労支援を行います。

次に、快適な暮らしを実現するまちづくり

では、道路交通網については東7条南線などの改良舗装や側溝などの整備を進めるほか、除排雪においては、引き続き間口除雪を実施いたします。市営住宅については、住宅用火災警報器の設置など、環境改善を図るほか、民間住宅については、高齢化の進展に対応するため、住宅改修促進助成事業を継続いたします。消防については、高規格救急自動車を更新するほか、消火栓の創設及びはしご自動車の総点検を行うなど、消防体制の充実強化を図ります。さらに、地震・防災対策では、小中学校の耐震補強工事を実施いたします。また、難視聴対策として、我路地区のサテライト局を地上デジタル中継局に整備いたします。

次に、人と自然が調和したまちづくりにおいては、総合的な環境政策の推進に向け、美しきまちづくり条例に定める基本理念を踏まえ、環境基本計画を策定するほか、廃棄物の適正処理については、ごみの減量化と再資源化を進めるため、生ごみを含む可燃ごみの処理方法等について計画を策定いたします。

次に、豊かで活力ある産業が広がるまちづくりでは、農業については、担い手の育成確保に向けた生産基盤の整備や、基幹水利施設の整備を推進すると共に、地域資源を活用した農村と都市との交流事業により、グリーン・ツーリズムによる都市住民の受け入れなどを行うほか、ICTの利活用により、地域の魅力を発信いたします。商業については、まちなか交流広場を活用し、中心市街地にぎわいを生み出す取り組みを進めると共に、市内で購入物をしていただく運動を展開いたします。工業につきましても、地域の特性や

資源を生かした、新たな研究開発事業を支援することとしております。雇用につきましては、緊急雇用創出推進事業を活用し、雇用就業機会の創出を図ると共に、ふるさとハローワークを新たに開設し、求職者へのきめ細かな相談に応じる体制づくりを進めます。

次に、文化と交流のまちづくりでは、学校教育については、地域に根ざし、暮らしに学ぶという視点から、地域資源を積極的に活用した特色ある教育を推進してまいります。私学振興については、専修大学北海道短期大学の新たな自宅通学支援資金制度に助成するなど、支援を強化してまいります。交流については、美唄観光物産協会と連携を図り、交流拠点施設を中心とした交流活動を推進すると共に、アンテナショップの活用やイベント出店などにより、美唄ファン獲得に向けた取り組みを継続するほか、地域の魅力まるごとブランド化推進事業により、観光企画商品の開発、特産品や観光資源のPRなどを積極的に展開することとしております。

本年は、開拓120年、市政施行60年の区切りの年となります。先人のこれまでのご労苦と開拓者精神を礎として、市民と連携し、まちに活力、魅力、個性があふれ、誇りと愛着を持って生き生きと暮らすことができるふるさとづくりに、市長を先頭に全職員が一丸となって全力で取り組まれますことを、強くご期待を申し上げます。

何とぞ議員の皆様方におかれましては、議案第4号平成22年度美唄市一般会計予算にご賛同いただきますようお願いを申し上げます。私の賛成討論を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第4号平成22年度美唄市一般会計予算**は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第5号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号平成22年度美唄市民バス会計予算は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第6号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第6号平成22年度美唄市国民健康保険会計に対しまして、討論に参加いたします。

最初に結論を申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

政府は昨年、日本の相対的貧困率を初めて発表し、1997年以降、最悪になったことを明らかにしました。その原因は、雇用破壊による非正規労働者の低賃金などの問題に加え、所得の再配分においても、税と社会保障制度がその役割を果たしていないことが大きな原因となっています。本来、税や社会保障には貧困の格差をなくし、貧困率を引き下げる役割があるにもかかわらず、日本ではそれらが発揮されていないのが現状です。自公政権のもとで、長年にわたって続けられてきた社会保障費を毎年2,200億円を削減したことなどもこうした事態を生み出している大きな原因であります。

鳩山首相は国会での答弁で税と社会保障がむしろ貧困率を高くしている事実は認めなければならないと答えています。国民の重たい負担になっている社会保障費の典型が国民健康保険税です。2008年度の国保税の収納率は全国平均で88.3%と、国民皆保険になった1961年以降最低となりました。年間所得が夫婦と子ども2人の4人家族で300万円の家庭の保険税が年間40万円にもなり、鳩山首相も国会での答弁で所得300万円の方がその1割以上の国保税を払わなければならないのは、率直に申し上げて相当高い

と答えております。

高い保険税の最大の原因が、国庫負担が1984年には49.8%だったのを37%に切り下げ、2007年には25%に切り下げたことにあります。1984年の国民一人当たりの平均の保険税は3万9,020円だったのが、2007年には8万4,367円になっています。20年余りの間で国庫負担が半分になり、国民の負担が2倍以上になっています。払いたくても払えず、無保険になったり、資格証明書になって診療が遅れ、命を亡くされた方が、昨年1年間だけで43件も発生していることが全国的な医療機関の調査で明らかにされています。1997年に保険税の未納者から保険証を取り上げることになりましたが、このようなことはやめるべきであります。命を守るべき医療保険の負担が重過ぎて命を落とす、こんなことはあってはならないことでもあります。

平成22年度の美唄市国民健康保険会計の歳入歳出の総額は6億1,828万5,000円となっており、前年度の当初予算に比べ、2億4,328万8,000円の減となっています。これは歳入で国保税が約2,000万円減額になっていることと、国庫支出金が約3,000万円減額になっていること、療養給付費交付金や前期高齢者交付金が歳入歳出で大きく変わったことの影響であります。

本市においては、資格証交付の世帯の18歳までの子どもに、緊急的な対応として短期証を交付するという対応を早くから行われているなど、部分的な改善は見られるものの、資格証交付の家庭では、家族が病気になったときの不安は依然として大きいものがありま

す。

本会計予算については数字的なものではなく、この予算を執行することは結果として国民に大きな負担を押しつけている国保の仕組みを市民にも押し付けるものになるものであります。鳩山政権は、施政方針演説で命を守ることを盛んに強調していますが、具体的には何も見えておりません。市長は市民の命と健康を守り、安心して生活ができるよう、国庫負担を元の50%に戻すことや、収納率低下によるペナルティーをなくすることも含め、社会保障制度の抜本的な改善に向けて、国に対し強く働きかけることを要望しまして、討論を終わります。

●議長内馬場克康君 3番、五十嵐聡議員。

●3番五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました議案第6号平成22年度美唄市国民健康保険会計予算の件につきまして、討論に参加させていただきます。

私の立場は原案に賛成であります。以下、その理由を若干申し上げます。

国民皆保険の中核をなす国民健康保険制度は、時代の経過と共に無職者や低所得者などの割合が増加しており、また、高齢化も進み、医療費も増嵩している状況であります。地域経済が悪化しているほか、美唄市においても保険税収入が伸び悩むなど、保険財政運営は極めて厳しい状況に置かれております。このような中、本市の平成22年度国民健康保険事業会計の予算は、36億1,828万5,000円で、前年比6.3%の減となっておりますが、内容としては、交付金等の精算減によるものも大きく、医療制度改革による大きな変革の影響を受けており、これらの動向

に対する的確な見きわめが必要とされるところであります。医療費の状況においては、被保険者の高齢化や診療報酬の改定などの増加要因があり、一方、保険税収入においては、低所得者、年金受給者を多く抱えております。いずれにしても、厳しい事業運営となり、現在保有している支払準備基金も取り崩しが続き、このままではあと1、2年で底をつくという状況も想定されることから、保険税の改定について検討もしていかなければならないものと考えられます。

昨年の政権交代により、後期高齢者医療制度は新たな制度への移行が検討されており、国民健康保険を含んだ医療制度改革議論もあることから、これらの動きを注視していかなくてはなりません。さまざまな情報を把握しながら、安定した国民健康保険の運営をされることをご期待申し上げ、私の討論を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、**議案第6号平成22年度美唄市国民健康保険会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第7号ないし議案第14号の

以上8件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第7号平成22年度美唄市老人保健会計予算ないし議案第14号平成22年度美唄市工業用水道事業会計予算**の以上8件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、議案第38号財政調整基金の一部積立て停止の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました議案第38号財政調整基金の一部積立て停止の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、美唄市財政調整基金条例に規定する積立金のうち、基準財政需要額に対応する積立金については、財政事情により平成21年度においてその積立てを停止しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 これより議案第38号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第38号財政調整基金の一部積立て停止の件**は、原案のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、議案第39号美唄市副市長選任の件ないし日程の第6、議案第41号美唄市公平委員会委員選任の件の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第39号美唄市副市長選任の件であります。

本件は、斎藤正紀副市長が3月31日をもって退任いたしますので、本市副市長として新たに板東知文氏を選任いたしたく、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第40号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は、板東知文委員が3月31日をもって退任いたしますので、本市教育委員会委員として新たに安田昌彰氏を任命いたしたく、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第41号美唄市公平委員会委員選任の件であります。

本件は小川賢一委員が3月30日をもって任期満了となりますので、本市公平委員会委員として引き続き小川賢一氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第39号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第39号美唄市副市長選任の件**は、原案のとおりこれに**同意**することに**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第40号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第40号美唄市教育委員会委員任命の件**は、原案のとおりこれに**同意**することに**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第41号については、別にご発言もないようです

るので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第41号美唄市公平委員会委員選任の件**は、原案のとおりこれに**同意**することに**決定**されました。

この場合、副市長を退任されます斎藤正紀君及びただいま副市長に選任同意されました坂東知文君からそれぞれ発言を求められておりますので、これを許します。

まず、斎藤正紀君。

●副市長斎藤正紀君(登壇) 発言のお許しをいただき、厚く御礼申し上げます。副市長を退任するに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

平成20年11月27日付で副市長に就任をいたし、1年4カ月余り、その職責を担ってまいりました。この間、市議会議員の皆様を初め、多くの市民の皆様のご理解とご協力をいただき、美唄のまちづくりに携わることができましたことは、私にとりまして大きな誇りであり、貴重な経験としてこれからも大切にしていきたいと考えており、こうした機会を与えていただいたことに対しまして、改めて心から深く感謝申し上げる次第でございます。

待ったなしの財政健全化計画の策定、そして財政健全化と未来に向けたまちづくりの両立という難しい状況に直面する中であって、経済の面では食にこだわったまちづくりを進めるための、食の駅の基本構想の策定を初め、アンテナショップの開設、中心市街地の活性化に向けたまちなか交流広場、ふれあいサロ

ンの開設、さらには、美唄の特産品のブランド化に向けた、まるごとブランド化推進事業にかかわることができました。また、暮らしの面では、次代を担う子どもたちの健全育成に向けて、青少年子ども議会の開催や、子どもがいる風景フォトエッセイコンテストなど、新たな取り組みを進めたところでございまして、厳しい財政事情の中で地域活性化の種をまき、少しずつではございますが、芽が出てきたのではないかと認識しているところでございます。この芽を未来に向けて、行政と市民の皆さんが一緒になって育て、立派な花を咲かせることによって、鮮やかな色彩が見る人の目を奪い、感動がこだまするすばらしきふるさと美唄の創造につながるものと考えております。今年が御案内のとおり市政60周年を迎える記念すべき節目の年でもございませぬ。この地に開拓の鋤を入れた先人の献身的な努力によって今のまちがあり、足を止めて、その歴史を振り返り、優れた伝統や文化をまちづくりに生かしていくことが重要と考えておりますが、翻って我が国の歴史を見たとき、これからのまちづくりのあり方を考える上で参考となる事例はたくさんございませぬ。歴史に学ぶことは、未来への道しるべを確かなことにすることにつながると考えており、今回が思いの丈をお話しする最初で最後の機会でございますので、お許しをいただき、少しくお話をさせていただきたいと思ひます。

鎌倉時代に時の執権、北条泰時が御成敗式目を制定したことは、歴史の教科書で学んだことと思ひます。この当時は、京都の朝廷が発した律令が全国で適用されておりましたが、泰時は御成敗式目の制定に当たりまして、「京

都のご沙汰、律令のおきて、いささかもあらたまるべきものにあらず」と述べ、続いて、「この式目は武家や民衆のために制定するものであり、事の意義を決するに当たっては親疎なく、好悪なく、道理の推す所や心に思ったことに基づき決定し、決定されたことは正しくても、誤っていても、13人の評定衆が連帯して責任をとる」旨の趣旨を述べられております。

歴史学者の石母田正氏は、この式目を前近代の合議体の規範とした、恐らく、もっとも最高水準にあるものの1つと評価してありますが、自立して物事を決し、その責任はきちんと取ると言った姿勢が、式目制定の決意の中に端的にあらわれており、私自身ある種の緊張と高揚を強く覚え、地方分権が進展する中で、この姿勢を我々も見習うべきではないかと、このように考えております。

人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化の進展など、地域を取り巻く環境は大きく変化し、時代の転換期を迎えている今日、社会を動かす新しいパラダイムの構築に向け、地域自らが立ち上がることが求められております。

本市を取り巻く環境は依然厳しいものがございませぬが、満ちあふれる情熱、困難に立ち向かう勇氣、凜とした精神を持って、市民とともに歩みを進めるとき、地域は必ずや再生し、活性化すると考えており、この地に住んでいることに市民一人ひとりが大きな誇りと満足感を覚えるはずでございませぬ。日々の努力の継続はそう簡単なものではございませぬが、一人ひとりの研さんと努力の積み重ねによって、時代の扉が開くことはできると確信

しており、市議会議員の皆様には市役所との情報共有にとどまることなく、光り輝く美唄のまちづくりという共通の目標の実現に向けて、市民を含めた幅広い議論からまちづくりの実践に一つ一つつなげ、地域づくりを先導する役割を果たしていただくことを強く期待するものでございます。

また、財政健全化という大きな課題に適切に対処していくためには、医師確保や土地開発公社所有地の売却などの大きな政策課題については、市と市議会が力を合わせて取り組んでいくことも必要ではないかと考えており、今後、ぜひ一緒に取り組んでいていただきたいと念願しているところでございます。

結びに当たりまして、これまで皆様から頂戴した御厚情に深く感謝申し上げますとともに、私自身微力ではございますが、美唄での経験も教訓にいたし、4月からは道庁において、この北の大地が夢と希望に満ちあふれるよう努力することを皆様方にお誓いを申し上げます、お別れのごあいさつとさせていただきます。

1年4カ月にわたり、各般にわたりお世話になりまして、本当にありがとうございました。

●議長内馬場克康君 次に、板東知文君。

●教育長板東知文君（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、ごあいさつをさせていただきます。

ただ今、副市長の選任につきまして御同意をいただき、まことにありがとうございました。また、これまで教育長として1年と4カ月という短い期間でありましたが、教育という崇高な営みに携わることができ、この上な

い喜びを感じながら地域に根ざし、暮らしに学ぶ教育行政の推進に努めさせていただきました。この間、支えていただきました市議会議員の皆様を初め、すべての市民の皆様に厚く御礼を申し上げます。

今日の地方自治を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少などが進み、市民の行政ニーズも多様化する中で、地方財政は非常に厳しい状況にあります。さらに、地方分権の流れは加速度を増し、基礎的自治体の役割は、ますます高まってくるものと思います。このような中で、これからは職員と一丸となって桜井市長を支え、市民の皆さんの信頼と期待にこたえるべく、与えられた職務に全力を傾注してまいり所存でございますので、議員の皆様方並びに市民の皆さん方には今後ともよろしくお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第7、議案第42号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

11番、土井敏興議員。

●11番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました議案第42号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、本市の依然として厳しい財政事情を勘案し、現在実施している期末手当の独自削減措置を平成22年度においても継続実施するため、必要な改正を行うものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 これより議案第42号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第42号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件**は、原案のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第8、承認第1号総務・文教委員会所管事務調査の件ないし日程の第10、承認第3号議会運営委員会所管事務調査の件の以上3件を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付いたしました承認書のとおり、閉会中も調査を認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中も調査を認めることに決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第11、意見書案第1号道立衛生学院の存続を求める意

見書ないし日程の第19、意見書案第9号美唄市内の教育関係施設と子どもの利用する公共施設について敷地内禁煙の実施を求める意見書の以上9件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号について、11番、土井敏興議員。

●11番土井敏興議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第1号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

道立衛生学院の存続を求める意見書

看護師、保健師、助産師等を養成する道立衛生学院廃止の方針が打ち出されています。医師・看護師不足、地域医療の崩壊が社会問題となっているいまこそ、道民の生命と健康を守るべき地方自治体はその責任において、医療従事者の確保、安全と安心の医療実現のために力を尽くさなければならない時です。道立衛生学院廃止案は、まさに道が果たすべき役割と責任をまったく放棄し、地域医療の崩壊を加速させるものです。

道立衛生学院は、准看護師が正看護師の資格を取るいわゆる「進学コース」をはじめ、保健師養成、助産師養成など、看護職員養成に欠くことのできない重要な施設です。衛生学院の廃止は道内の看護職員確保に多大な影響を与えることは明らかです。

また、道立衛生学院の入学料、授業料など学費は他の養成所と比べて格段に安く設定され、経済的理由で進学の道を断念することを

防止してきました。現に「道立だから頑張れた」との声は少なくありません。そういう意味からも道立衛生学院の役割は大きなものです。

「北海道第6次看護職員需給見通し」（平成18年策定）は、初年度から供給見込み数に大幅なくまりが生じていますが、道はその「見通し」の見直しも行おうとしません。

また、医師・看護師が都市に集中するなか、地方自治体ではもっと深刻な状況にあり、「安心して生み育てられる北海道」をつくるためには、民間任せの施策だけでは、北海道全体の、とりわけ、地方の医療不安の解消につながるどころか、崩壊を加速させるだけです。

いま、医師・看護師の過労死が相次ぎ、まさに医師・看護師の大幅増員が待ったなしの状況です。

深刻な医療・看護現場の実態改善、崩壊寸前と言われる地域医療を再生するために、医師・看護職員確保対策の強化を財政措置も含めて道が率先して行うべき時です。

以上の趣旨から、下記の点について要望します。

記

1. 北海道内の看護職員等医療従事者確保に寄与している道立衛生学院を存続させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますよ

うお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第2号について、3番、五十嵐聡議員。

●3番五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第2号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

食料供給力の確保に必要な農業生産 基盤整備の促進を求める意見書

国は、平成22年度農業関係の予算編成において、戸別所得補償制度のモデル対策費に重点配分する一方で、農業農村整備事業費（土地改良事業費）を大幅に削減した。

当市においても、先人の開墾や国営事業を初めとする農業農村整備事業により、今日では道内有数のコメ生産を担う穀倉地帯として発展している。

農業農村整備事業の予算の縮減は、今後、地域の要望に即した排水対策や土層改良、区画整理などの農地整備や、農業用水を安定的に確保するなどの農業水利施設の計画的な更新・整備に深刻な影響を与えることとなり、地域農業の生産性が低下していくことは明らかである。そしてそのことは、我が国の食料自給力をさらに低下させるなど、国民全体の不利益につながるものと危惧する。

昨年、本道は、多雨や低温、日照不足の影響で多くの農作物に被害が発生いたしました。被害実態の把握などのほ場調査を行った北海道農政部は、基盤整備を実施したほ場では、収量の減少や品質の低下が大きく抑制さ

れたとする「基盤整備の有効性に関する調査報告」をまとめたところであり、本道における農業生産基盤整備の重要性等を改めて確認した。

今後とも美唄市の基幹産業である農業が持続的に発展し、安全・安心な食料を国民に安定的に供給する役割を担っていくためには、食料供給力の確保に必要な農地や農業水利施設の整備を継続的かつ安定的に実施することが不可欠である。

国の責務と地方の適切な役割分担を踏まえ、引き続き農地や農業水利施設の整備について国が積極的に関与していくべきと考える。

よって、以下の事項を強く求める。

記

- 1 地域の要望に即した、農地や農業水利施設などの生産基盤整備の推進に必要な予算枠を確保すること。
- 2 生産基盤整備の効果的・効率的な促進を図るため、ほ場条件にあった弾力的な整備やコストの縮減、地元負担の軽減について配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第3号について、4番、高田正則議員。

●4番高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第3号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方警察官の適正配置を求める意見書

国民が安心して暮らせる地域社会は国民生活の向上や経済成長の基盤となるものであり、国民すべての願いであります。

警察庁では、平成13年度から19年度にかけて2万4230人を増員した結果、警察官1人当たりの人口負担割合は減少し、刑法犯認知件数の減少と検挙率の上昇に寄与してきたところと言えます。

しかしながら、無差別殺傷事件などの凶悪犯罪、多種多様な手口による振り込め詐欺事件、善良な国民を狙った悪質商法などが依然として全国的に発生するなど、また、美唄市においても子どもや高齢者に不安を与える不審者の多発事件があり、市民や国民が安心と安全を実感できる、いわゆる「体感治安」の回復に向けてはまだまだ十分とはいえない状況にあります。

さらには、近年、グローバル化による国際的事件の発生・国外逃亡犯の増加、携帯電話やインターネットの普及による匿名性の高い犯罪の増大など、地域性を問わず警察を取り巻く捜査環境は厳しさを増しているのも事実であります。

また、美唄市をはじめ北海道においては、広大な面積を有し警察力の分散配置を余儀なくされ、現場等への往復に長時間を要するほか、積雪寒冷期の現場活動は困難を極めるな

ど特有の負担を抱えています。

平成19年度の地方警察官の退職者数が過去最高の約1万2千人に達するなど、本格的な大量退職者の発生期を迎えたことから、国・地方の治安維持に的確に対応できる警察活動体制の充実・確保が極めて重要な課題と言えます。

よって、国においては、国民生活の安全と平穏を確保するための必要な警察官の増員について、引き続き確保に向け特段の配慮をされますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第4号及び意見書案第5号の以上2件について、2番、森川明議員。

●2番森川明議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第4号及び意見書案第5号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

道立身体障害者リハビリテーションセンターの民間法人への経営移譲に反対する意見書

道立リハビリテーションセンターは、美唄市がかかげている福祉のまちづくりにとって

必要不可欠の施設であり、美唄市民の地域福祉資源として半世紀近い歴史があります。

このたび、北海道保健福祉部から美唄市に説明された道立リハビリテーションセンターの見直しに関する方針（案）には、2011年4月に道立施設を廃止し、民間法人へ移譲することが明らかにされています。「見直し」では、民間の持つスケールメリットや柔軟性を生かすことにより、サービスの提供は可能とし、利用者のサービス水準が確保できるとしています。

一方、美唄市民から「見直し」に対する疑問の声があがっています。

その声は、①民間移譲により、理学療法士、作業療法士などの専門スタッフの配置が充足されず、利用者に対するサービスの低下が心配されること。②民間移譲の推進の理由にあげられている2006年10月施行の障害者自立支援法による影響については、政権交代による見直しが行われることが明らかであること。③運営費の赤字を民間移譲にあげている以上、民間はスケールメリットを生かせなければ、民間であるがゆえの経営により、赤字を背負ってまで事業を継続せず、将来美唄からの撤退につながりかねないこと。などです。

市議会としても、これらの市民の声を受けとめ、次のとおり強く要望します。

記

1 道立身体障害者リハビリテーションセンターの民間法人への移譲方針を撤回し、道立施設として美唄の地に存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月19日

北海道美唄市議会

改正貸金業法の早期完全施行等
を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定です。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつあります。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下していることや、昨今の経済危機、一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、

貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化したことを忘れてはなりません。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねません。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などです。

そこで、消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策の実現を強く求めます。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由

の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第6号ないし意見書案第8号の以上3件について、1番、吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第6号ないし意見書案第8号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

医療再生の診療報酬の増額を求める意見書

日本の医療は、前政権の社会保障費の毎年2200億円抑制路線のもとで、診療報酬の連続引き下げが強行され、医師や看護師不足などにより、小児科・産科救急医療をはじめ医療機関、診療科の閉鎖、公立病院の統廃合など、「医療崩壊」が深刻になっています。

いま重要なことは、医療の深刻な事態打開のために、医療現場の切実な要求である診療報酬の大幅な増額（10%アップなど）を実現することです。新政権も国内総生産（GDP）比で医療費の先進国並みの確保をめざすとうたっています。この公約どおり、診療報酬の明確な引き上げをはかるべきです。

ところが、新政権は2010年度予算案で0.19%の診療報酬の引き上げを発表し「10年ぶりにプラス改正」だとしてきました。ところが、表に出ていない薬価の引き下げがあり、実際の改定率は0.027%にとどまり、実質ゼロ改定だということが明らかになっています。これは、薬価の表向きの削減額5000億円とは別に、「別途、後発品の置き換え効果の精算を行う」として600億円が

削減されていることが明らかになったものです。

結局、薬価部分が5600億円削減されたのに対し、本体部分の引き上げは5700億円で、診療報酬全体ではわずか100億円、0.027%の引き上げにしかならないというものです。

0.19%の引き上げ改定に対して、「これでは医療崩壊は一層深刻化する」（全国保険団体連合会）、「医療現場に希望をあたえる水準ではなく、全国の医師、医療現場は、大きく失望し、怒りすら覚える（日本医師会）との声さえあがっています。実質ゼロ改定では、「医療崩壊」の建て直しは望めません。

よって、下記のことを要望します。

記

- 1 新政権は、自らの公約どおり、診療報酬の新年度実質ゼロ改定率を改め、医療現場の声にこたえ、診療報酬の10%引き上げなどの増額をはかること。
- 2 患者の窓口負担の軽減策を進めること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月19日

北海道美唄市議会

後期高齢者医療制度の見直しと
保険料抑制に関する意見書

後期高齢者医療制度は、平成22年度から2年間の保険料の算定と決定を行う段階にあります。

年齢による高齢者の囲い込みによる医療制

度は、世界に例のないものであり、負担力のとぼしい後期高齢者医療制度は耐えざる保険料の負担増と医療費の抑制・縮減を招かざるを得ないという本質的な矛盾をかかえています。

多くの国民は「差別医療ではないか」との不信をたかめ、制度の廃止を求める方も少なくありません。昨年10月に厚労省は「保険料抑制策」特別支援を検討していましたが、未だにその姿が見えていません。

このままでは本道においては、1人当たりの保険料は軽減後でもなお4.99%の値上げ、また所得割は10.28%（0.65%アップ）と全国的に最高水準にならざるを得ません。広域連合も諸対策を要望しています。保険料は個人単位なのに、軽減措置は世帯単位による保険料の逆転現象の解決も必要です。

よって、国においては、制度の見直しを行うとともに、平成22年、23年度の保険料値上げを招かない、必要な抑制策をとられるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月19日

北海道美唄市議会

季節労働者の失業給付を90日分にするなど
国の季節労働者対策の強化を求める意見書

いま政府においては通常国会に雇用保険法の改正案を提出することとしており、非正規労働者への適用の拡大、雇用保険財政への国庫負担を本則どおり25%とすることなどが

予定されているものと承知しております。

北海道には約10万人の季節労働者がおり、その6割は建設関係の仕事に就いています。これらの季節労働者は、厳しい自然環境などにより冬期間の失業を余儀なくされていますが、現行の雇用保険制度のもとでは40日分の特例一時金(約20万円)で厳寒の3~4ヶ月を越さなければなりません。

非正規労働者が企業の都合で解雇されるのと同じように、季節労働者が冬に失業するのは労働者の責任ではありません。働きたくても仕事がないためです。

国の「通年雇用促進支援事業」は、所得保障にかかわるものが一切認められていないため、十分な効果があがっていません。

また、北海道においても、急速に悪化した経済情勢のもとで民間工事が落ち込み、さらには自治体財政の困難の増大によって公共事業の減少が続くなど、雇用情勢は深刻さを増しております。通年雇用どころか、年間を通じた失業が季節労働者におそいかかっています。

よって、下記のことを強く要望します。

記

1. 雇用保険法を改正して、季節労働者の失業給付を90日分とすること。
2. 国の「通年雇用促進支援事業」を抜本的に改善・拡充すること。
3. 国として、雇用効果の高い生活・福祉関連の公共事業の拡大をはかって地元の中小建設業者の仕事を確保するとともに、冬期間の就労機会を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第9号について、8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第9号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

美唄市内の教育関係施設と子どもの利用する公共施設について敷地内禁煙の実施を求める意見書

昨年9月、美唄市医師会より「禁煙環境の整備・禁煙教育の実施」について、議会に対し要望書が提出されました。議長・代表者会議を経て、産業厚生委員会に対し、美唄市医師会要望書の取り扱いが求められ、所管事務調査で扱うこととして引き受けました。

禁煙について、今日に至る経過を整理しました。（美唄市医師会資料による）

喫煙が有害であることについては、肺がんをはじめ多くのがんの原因、慢性気管支炎や肺気腫などの慢性閉塞性疾患の原因、心筋梗塞や脳卒中などの心・血管系疾患の原因、などが国内外研究によって明らかになっていきます。また、喫煙者周辺の人達についても、受動喫煙と呼ばれる状態にさらされ、喫煙者と同様の身体的影響を受けることも多く、研究

者の指摘するところでは、

2003年5月には、健康増進法25条で「不特定多数の人の集まる場所での受動喫煙防止が非喫煙者の権利であるとともに管理責任者の義務である」とこととされました。美唄市について言えば、美唄市が管理責任者としての義務を果たさねばならないこととなります。健康増進法に罰則はありませんが、市民の健康保持を重要と受け止めれば、美唄市が積極的に義務を果たす考え方に立つことが求められます。

美唄市では「びばいヘルシーライフ21」が策定され、その中で平成14～23年の10カ年で、社会情勢の変化に柔軟に対応し、必要に応じての見直しが明記されています。

また、本年2月に厚生労働省は、不特定多数の人が利用する公共的な空間を、原則として全面禁煙とするよう求める通知を、都道府県などの自治体に出し、これを受けた自治体の今後の対策が注目されます。

産業厚生委員会として、美唄市医師会会長の井門明氏を招致し、この問題について詳しい説明を受け、さらには禁煙を望む人のための「禁煙外来」について、質疑により学ぶことも出来ました。本定例会の委員会審査の後、所管事務調査の時間を設け意見交換会を行いました。その結果、美唄市民の健康を守る中心的役割を担う「美唄市医師会」の熱心な活動を、議会として真摯に受け止めるべきこと、多くの市民の声に耳を傾けるべきこと、などを確認いたしました。さらに、「議論に時間をかけずに実施できる内容は速やかに取り組むべき」との方向についても確認しました。

産業厚生委員会での議論を受け止め、美唄

市議会の総意として、下記の項目について速やかな実施を求めます。

記

1. 美唄市内のすべての小学校と中学校を敷地内全面禁煙とすること。
2. 美唄市内の子ども達が主に利用するすべての施設を敷地内全面禁煙とすること。
3. 美唄市内のすべての小学校と中学校で、最低年間1回の禁煙教育を実施すること。

以上、意見書を提出します。

平成22年3月19日

美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第1号ないし意見書案第9号の以上9件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第1号道立衛生学院の存続を求める意見書ないし意見書案第9号美唄市内の教育関係施設と子どもの利用する公共施設について敷地内禁煙の実施を求める意見書**の以上9件は、原案のとおり**決定**されました。

以上をもちまして今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成22年第1回美唄市議会定例会は閉会をいたします。

午後 2 時 2 0 分 閉会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____